

少子化対策特別部会（第23回）

平成21年5月19日（火）

17:00～19:00

厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

[配付資料]

- 資料1-1 平成21年度雇用均等・児童家庭局予算の概要
 - 資料1-2 平成21年度厚生労働省補正予算案の概要（雇用均等・児童家庭局所管分）
 - 資料2-1 機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について
 - 資料2-2 機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業【研究結果の概要】
 - 資料3-1 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書【概要】
 - 資料3-2 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書
 - 資料4-1 認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書【概要】
 - 資料4-2 認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書
 - 資料5-1 幼児教育の無償化について
 - 資料5-2 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会中間報告「幼児教育の無償化について」【概要】
 - 資料5-3 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会中間報告「幼児教育の無償化について」
 - 資料6 今後の検討課題等について
- 参考資料 規制改革推進のための3か年計画（再改定）

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 の 概 算 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月)に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20～22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

○予算額の状況

	20年度予算額	21年度予算額	伸び率
局 合 計	9,627億円	9,815億円	2.0%
一般会計	9,038億円	9,105億円	0.7%
特別会計	589億円	711億円	20.5%
年金特別会計			
児童手当勘定	458億円	560億円	
うち児童育成事業費	458億円	560億円	22.4%
労働保険特別会計	132億円	151億円	13.8%
労災勘定	8億円	8億円	△5.2%
雇用勘定	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《686, 825百万円→687, 738百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55, 122百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38, 800百万円

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充 10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充 197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供 55,111百万円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金」を創設する。

【1,000億円(文部科学省分を含む。)】

(3)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23,453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4)児童手当国庫負担金

252,300百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84,871百万円→92,624百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

87,720百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38,800百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

82,221百万円

・家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○社会的養護体制等の推進のための施設整備

5,033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 306百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2, 744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

166, 502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18, 434百万円→19, 301百万円》

(1) 不妊治療への支援等

4, 620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間での不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算において、妊婦が健診の費用の心配をせず必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。 【651億円】

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

(1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。【制度要求】

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,393百万円→1,690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

平成20年度厚生労働省第2次補正予算 (雇用均等・児童家庭局所管分)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1.3億円

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1.3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔 修業期間の最後の1／3の期間（上限12か月）
→ 修業期間の後半1／2の期間（上限18か月） 〕

○出産・子育て支援の拡充

2,441億円

1 子育て支援サービスの緊急整備

1,000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金（仮称）」を創設する。（文部科学省分を含む。）

2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

3 安心・安全な出産の確保（妊婦健診公費負担の拡充）

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。（制度要求）

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

21年度予算額 1兆3,922億円（20年度予算額 1兆3,452億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1. 地域の子育て支援の推進

6,877億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円
 - ・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実、次世代育成支援のための人材養成(新規)、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児、緊急時の預かり等多様なニーズへの対応(拡充)、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円
 - ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 235億円
 - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進
 - ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- 児童手当国庫負担金 2,523億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

926億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円
 - ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

4. 母子保健医療の充実

193億円

- 不妊治療への支援等 46億円
 - ・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援
 - ・妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)
- 小児の慢性疾患等への支援 144億円
 - ・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立の支援

100億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

26億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

平成21年度厚生労働省補正予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局所管分)

健康長寿・子育て（子育て支援）

2,718億円

1 子育て応援特別手当の拡充

1,254億円

子育て応援特別手当（注）について、平成21年度に限り、第一子まで拡大して、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれの子）を対象に実施する。

（注）平成20年度第2次補正予算に基づき、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子（平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれの子）であって、第二子以降の子に対し、一人当たり3.6万円を支給

2 地域における子育て支援の拡充等

（1）保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分（1,432億円）の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育（保育ママ）事業に係る賃借料への助成などを実施する。

（2）すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分（1,432億円）の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー（仮称）の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

(1) ひとり親家庭等への支援の拡充

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数
その他 7.9億円

職業訓練時に母子家庭等就業・自立支援センターにおいてひとり親家庭の託児サービスを提供、職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭に対する就業支援、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する自治体に対する助成、養成機関での資格取得時の母子家庭に対する生活支援（高等技能訓練促進費）の充実、戸別訪問員による母子家庭への相談・就業支援等を行うほか、母子寡婦福祉貸付金の拡充、婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等の就業支援を図る。

また、託児サービスを付加した委託訓練を拡大し、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。
(職業能力開発局において計上(6.2億円))

(2) 社会的養護の拡充 安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等の就業支援、児童養護施設等の生活向上のための環境改善、児童養護施設等職員の資質向上のための研修を行う。

4 特定不妊治療への支援

24億円

体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成（1回あたり10万円→15万円）し、経済的負担の軽減等を図る。

安心こども基金の拡充

1,500億円

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため1,500億円（文科省分68億円を含む）を追加。（就業支援に係る経費について平成21年度～23年度）

※ 平成20年度第二次補正予算において、1,000億円の基金を創設（平成20年度～22年度）し、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施。
(15万人分の受け入れ体制の整備)

短時間勤務を希望する者への支援の充実

1 億円

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。

平成21年度厚生労働省補正予算案（子育て支援）の概要

子育て応援特別手当の拡充(約1250億円)

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施(約1250億円)

安心こども基金の拡充(約1500億円)

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 保育所等緊急整備事業 | 2 放課後児童クラブ設置促進事業 | 3 認定こども園整備等事業 |
| 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業 | 5 保育の質の向上のための研修事業等 | |

今回の補正予算案における拡充

- ①保育サービス等の充実・・・雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実・・・創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充・・・厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充・・・児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

特定不妊治療への支援(24億円)

経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないように、経済的負担の軽減を図る(1回あたり10万円→15万円)。

1 「子育て応援特別手当」の拡充について

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童一人あたり、3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する。

(内容)

○支給対象となる子:平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において3~5歳の子)の子ども(330万人程度)

(注)平成20年度第2次補正予算による子育て応援特別手当は、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子に対し、一人あたり3.6万円を支給。

具体的には、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)が対象

※外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

○支給額 :支給対象となる子ども一人あたり3.6万円(1回払い)

○支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(支給基準日(検討中)の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○支給手続 :各世帯主からの申請に基づき支給する。

○申請期限 :各市町村における申請受付開始日から○か月(検討中)

○財源 :1,254億円

2 (1) 保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所等の新設に係る賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における緊急環境整備・研修支援

2 (2) すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生プロジェクト～

《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)

《事業内容》各都道府県、市町村において以下の事業を実施

＜ソフト事業取組例＞

- 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- 地域におけるきめ細かな子育て支援活動の促進
- 経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援
- 家庭支援スタッフ訪問事業
- 放課後こどもプラン連携促進事業
- 病児・病後児保育の実施促進
- ファミリー・サポート・センターの広域実施及び病児・病後児預かり実施促進
- 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)
- 地域子育て支援拠点のスタッフや放課後児童クラブ指導員の資質向上、人材育成

＜改修等事業＞

- 賃借料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援
 - 《対象事業》 地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児・病後児施設、家庭支援スタッフ訪問事業、慢性疾患児家族宿泊施設
 - 《事業内容》 賃借料(礼金を含む)補助、改修費(設備、備品及び開設準備費を含む)補助



3 (1) ひとり親家庭等対策の強化

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
 ・養成機関に通う際の生活費がない



高等技能訓練の受講時における給付の充実
 ・支給額の引き上げ
 (現行：月額103,000円→141,000円)
 ・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。(現行：修業期間の後半1/2)

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない



母子家庭等就業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供(21~23)
 (母子家庭等就業・自立支援センター 103か所)

職業紹介等を行う企業等による母子家庭等の就業支援(21~23)

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施(21~23)

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない



・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援(21~23)

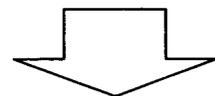
精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

母子家庭等の在宅就業支援(21~23)

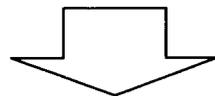
生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



母子家庭の母親等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



- 貸付利率の引き下げ
- 貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のための相談・援助や、子ども(小・中・高校生)に対する学習支援のための新たな給付を実施。③-2参照

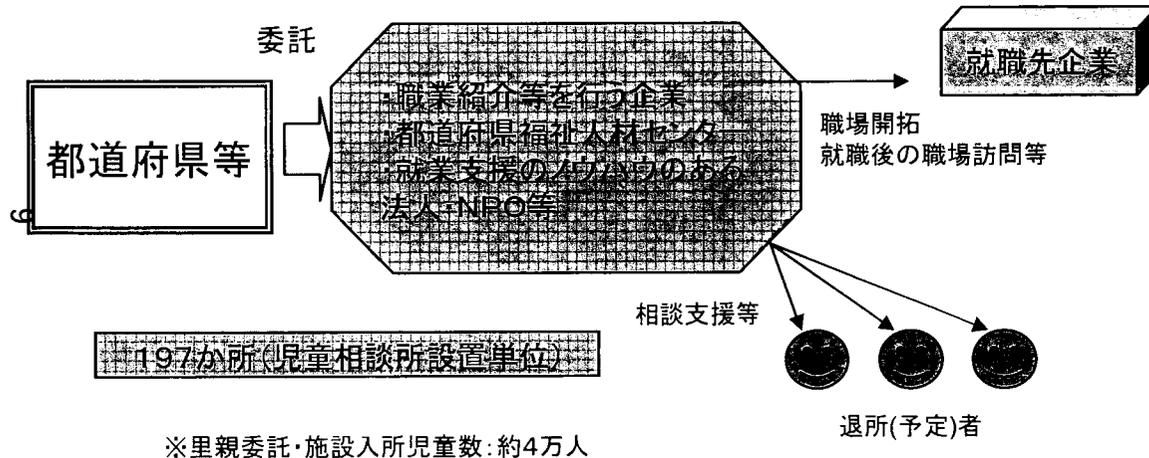
3 (2) 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

4 特定不妊治療の支援について

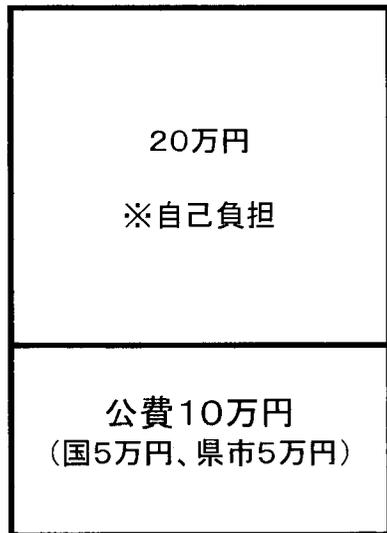
予算額: 24億円

給付事業

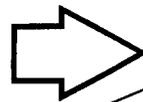
昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないように、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

<現状>

1回当たり

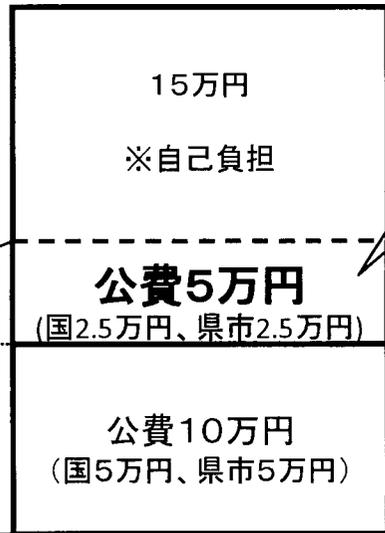


30万円(平均的な治療費)



<拡充後>

1回当たり



年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

女性が不妊になる要因は、卵管閉塞、子宮内膜症、子宮頸ガンなど様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深める。



- (※1) 特定不妊治療費助成事業
- 1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
 - 所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
 - 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市

- (※2) 子ども家庭総合研究事業
- 不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2-1
平成21年5月19日	

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る 研究事業について

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について

1 規制改革推進のための3か年計画（改定）（抄）（平成20年3月25日 閣議決定）

○ 保育所の最低基準の見直し（平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置）

児童福祉施設最低基準は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。（中略）したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。

2 地方分権改革推進要綱（第1次）（抄）（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）

○ 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業（平成20年度） 実施概要

1 事業の目的

保育所の設置は児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、その設備基準は昭和23年に制定されて以来、改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰囲気の中での生活の営むに適したものになっていないとの指摘がなされている。

このことを踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）ではなく、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）について検討を行う。

また、近年増加している低年齢児や障害児など、特にきめ細やかな配慮や対応を要する児童の増加を踏まえ、居室、園庭、遊具等の物的環境のあり方を検討する。

（機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業・調査研究委員会 委員構成）

◎定 行 まり子 日本女子大学教授家政学部住居学科教授
藤 木 隆 男 藤木隆男建築研究所代表
安 日 向 雅 美 恵泉女学園大学大学院教授
大 梅 勅 江 筑波大学教授
市 原 勝 彦 三鷹市健康福祉部子育て支援室室長
清 水 正 明 福井市総務部政策調整室室長

金 子 恵 美 日本社会事業大学准教授
菊 池 繁 信 （社福）吹田みどり福祉会理事長
藤 森 平 智 司 新宿せいが保育園園長
三 上 智 代 紀 本福寺保育園園長
普 光 院 亜 紀 保育園を考える親の会代表
◎委員長

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について

I 今回の研究事業における保育所の施設設備等に係る基準の考え方について

1 保育所保育指針に基づく保育ができるような保育環境を整えられること。(保育所保育指針に基づく保育を行うことができるような基準)

※ 保育には、子どもたちを詰め込む程度ではなく、子ども一人一人にあった適切な支援等が行えるような環境が求められる。

2 人が作業をする際に、無理なく動くために必要となる空間領域「動作空間」と、動作空間からなる、あるまじった生活行為ができる空間領域「単位空間」という建築設計の考え方を採用する。 (「単位空間」という根拠に基づく基準)

※ 上記の動作空間及び単位空間は、地方によって異なるものではない。

3 食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」的な考え方を基本とする。(「食寝分離」的な考え方に基づく基準)

【「食寝分離」を採用する理由】

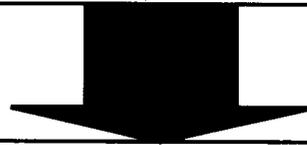
- ① 住宅に係る建築設計について、生活の質の確保の観点から、戦後日本の住宅計画の基本である食事室と就寝室を分ける「食寝分離」の考え方を踏まえて行われる。そこで、保育所も、自宅と同様、子どもが生活をする場であることを踏まえると、食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」の考え方を取り入れることが望ましいこと。
- ② 新しい保育所保育指針において、乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きく、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要であるとしており、例えば、スペースの関係で、子ども全員一斉に午睡や食事が強制され、個々の成長や体調に応じて本来異なってくる、食事に係るリズムや、睡眠の量が犠牲にされることなどは避けることが望ましいこと。
- ③ 布団を用意する際の非常に多くの粉塵量が測定されたことなどから、衛生面の観点から食事の場と午睡の場を分けることが望ましいこと。

※ 厳格に言うと、具体的な空間設定（布団をどこに置くかなど）や、午睡のための専用室等を設けることまでが求められるが、目標とすべき基準においては、最低限必要な面積と考え方を示すことにより、具体的な空間設定などについては、現場や地域の創意工夫を生かせるようにする。

Ⅱ 今回の研究事業における保育所に係る面積基準等の扱いについて

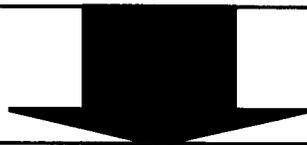
《今回の研究事業による面積基準》

- 「食寝分離」や「単位空間」の考え方に基づき科学的・実証的に検証した結果、以下の基準等が示された。
 - ・ 2歳未満児の保育のために必要な部屋の面積 4. 11㎡/人
 - ・ 2歳以上児の保育のために必要な部屋の面積 2. 43㎡/人
 - ・ 保育の質の更なる向上に向けて、保育所の各機能に応じた定性的基準としてのガイドライン等
- ※ 現行の面積基準 2歳未満児 乳児室 (1.65㎡/人) 又はほふく室 (3.3㎡/人)
2歳以上児 保育室又は遊戯室 (1.98㎡/人)



《現在の面積基準の評価》

- 一方で、現在の最低基準については、60年近く運用されたものであり、保育を行うことがまったく不可能というほどまでの状況は見られなかったが、「食寝分離」など様々な課題がある。
- したがって、現在の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の最低基準以上であることが必要。



《今回の研究事業による面積基準等の取扱い》

- いずれにせよ、今回の研究事業に係る面積基準等については、現在の保育所の収容能力や、国や地方自治体の財政状況などその他の事情を含め総合的に勘案しつつ、国においても議論を行い、現在の最低基準とともに、その最終的な取扱いを決めるべきである。

**機能面に着目した保育所の環境・
空間に係る研究事業
【結果の概要】**

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業 研究結果の概要

平成 21 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 調査研究事業の目的と方法

日本では、認可保育所は児童福祉法のもとに、児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」)にもとづき整備する必要があるが、その最低基準に示された保育所の施設設備基準は昭和 23 年に制定された後、60 年を経過した今までほとんど改正されていない。一方、社会経済の発展とともに国民生活はこの 60 年で大きく変化し、子どもや保護者の生活環境や家族機能・労働形態などは多様になっている。保育所はこうした変化に対応し、利用する子どもや保護者のニーズ、特に利用時間(保育時間)の長時間化、子どもの発達を保障するための保育内容の充実などに取り組んできているが、こうした変化とともに保育の充実を図るための最低基準の改善に向けた見直しの必要性が指摘されてきた。

本研究は、こうした背景を踏まえ時代の変化に応じた保育の提供のために必要な環境、設備基準について検討したものである。検討に際しては、これまでの最低基準の考え方、つまり、保育の設備を「乳児室」「ほふく室」等の部屋の面積等の構造基準から規定するだけでなく、乳幼児の発達と生活の営みと教育の場、保護者支援の場として保育所を捉え、そこで必要とされる保育所保育指針にもとづく保育を行うために最低限必要な施設設備基準等を明らかにすることを目的として実施した。

本研究は以上の目的を果たすため、以下の調査を行った。

(1) 海外文献調査

6 か国、13 地域を対象に、保育所の設置に関する海外文献調査を行った。

(2) アンケート調査

全国の認可保育所 4,097 か所と東京都の認証保育所 55 か所を対象に「保育所の物的環境と保育の実態に関するアンケート調査」を実施した。(有効回答数 1,738 件)

(3) 現地視察・ヒアリング調査

17 か所の保育所を対象に、施設や空間の利用実態に関する現地調査および施設長へのヒアリング調査を実施した。

(4) 現地観察調査

保育所の設置に関する面積基準等を検討するため、5 か所の保育所を選定し、「食事」「午睡」「あそび」の各場面における子どもと保育士の行動についての観察調査を実施した。

委員会においては、これらの調査結果の分析を行うとともに、平成 21 年 4 月から施行される「保育所保育指針」にもとづき、「保育所保育指針」で求められる保育所の役割を果たすために、どのような環境を必要としているか考察を行い、ガイドラインを作成した。

2. 保育所の機能と空間・環境のガイドライン

保育所は保育所保育指針にもとづき子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりの子どもに合った保育(養護と教育の一体的提供)を行うこととされている。

本研究事業では、保育所の保育内容を定めている保育所保育指針(平成 20 年 3 月厚生労働省告示、平成 21 年 4 月施行)が示している保育を実現するための保育所の環境について、以下の枠組みで整理

した。また、あわせて、子どもと保護者等へ保育所の機能を提供するために必要な空間・環境の指標を「ガイドライン」としてまとめ、ガイドラインを現場で活用するための参考事例集を示した。

このガイドラインは、保育所を設計する建築士等作り手はもとより、保育所の事業者および現場で保育を担う保育士等を対象として、保育の質を高めるために作成した。その視点は主に次の3点とした。

- A. 建築士等が、保育所を設計する際に、保育の基本的あり方と保育所が提供する機能を理解するとともに、当該機能を果たすために必要な環境・空間について知識を得、設計に活かすための指標。
- B. 保育所事業者および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育の実施にあたってさまざまな空間の設定を行う際の設定方法について知識を得、活かすための指標。
- C. 自治体、建築設計者、保育事業者、および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育所の新築、改築、建て替え等の際に、お互いに共通認識を持ち、保育方針と合わせた保育所のデザインを行うためのコミュニケーションツールとしての指標。

＜機能別にみる環境・空間の設え ガイドライン（構成）＞

I. 登園・降園のための機能

- 1. 登園・降園

II. 子どもの生活・あそびのための機能

「生活行為」

- 2. 食事
- 3. 睡眠・休息
- 4. 排泄

「あそび」

- 5. 屋内あそび
- 6. 屋外あそび

「障害のある子どものための環境」

- 7. 障害のある子どものための環境

III. 保護者支援のための機能

- 8. 保護者支援

IV. 地域の中で果たすべき機能

- 9. 地域における子育て支援
- 10. 社会的役割としての保育所

V. 保育所運営のための機能

- 11. 保育所運営のための空間

VI. 共通事項

- 12. 安全・衛生
- 13. 光・空気・音環境

3. 「保育における食寝分離」を実現する環境・空間について

本研究では、海外文献調査やアンケート調査の結果を踏まえ、また視察調査、観察調査をもとに、乳幼児の生活・活動を支えるための保育所機能に対応する保育環境・空間について検討を行った。保育所保育指針には、「乳幼児は、その発達には個人差が大きく、食事の場面も含めて、一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である」と規定されている。このことを基本にすえて、子ども一人ひとりの発達過程や心身の状態にあわせることが大切な食事と午睡の行為に着目し、この2つの行為については他者に行為が中断されないような環境、つまり「保育における食寝分離」が必要であると考えらるにいたった。この食寝分離の考え方は、戦後の日本の住宅計画の基本概念と位置付けられて、小規模住宅において推進されてきた考え方であり、保育環境について、応用するものである。

本研究で実施した観察調査においても、食事から午睡にかけての一連の生活の流れがスムーズに行われることの重要性が確認され、「子どもが食事の最中に移動させられることなどは避けるべきであること」、「布団を用意する際に非常に多くの粉じん量が測定されたこと」などの課題を勘案し、食事の場と午睡の場を分ける「保育における食寝分離」を基本とすることとした。

このことは、本研究で実施したアンケート調査でも、「昼食～着替え～午睡～着替え～補食」と連続する保育の時間が、保育所で過ごす時間の約 1/3 を示しており、一日の生活を構成する重要な要素であることが明らかになっていることにもとづくものである。(図 1)。

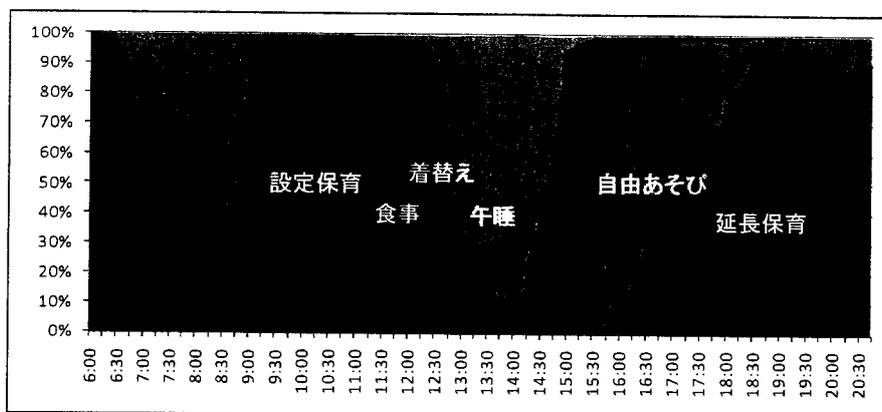


図 1 3 歳以上児の保育スケジュール (n=1423)

【現行の面積基準以上の面積が必要】

面積基準については、観察調査により得られた保育実践の行為や集団規模における活動や、建築設計資料集成¹にもとづくデータを踏まえて、「動作空間」と「単位空間」という建築設計の考え方で単位となる面積を算出し、観察調査等により空間の必要性を確認したうえで、次の条件で算出した。

- (1) 具体的な面積を算出できる場合には、その面積
- (2) 具体的な面積を算出が困難な場合には、原則²として調査結果の平均値の面積

「動作空間」とは

特定の生活およびあそびの行為に関して、子どもや保育士が無理なく動くために必要とする空間であり、その行為に必要な家具や道具を置くための空間を含む。通常、曲線で囲まれた空間としてあらわされる(図 2)。ただし、面積の算定は、動作空間に外接する方形の面積とする。

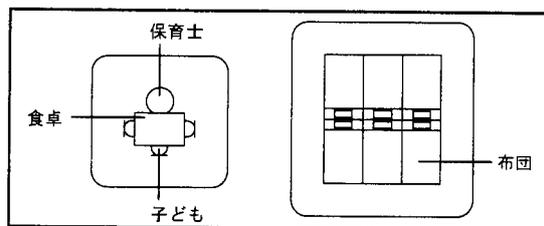


図 2 動作空間

「単位空間」とは

特定の生活およびあそびの行為に関する動作空間が単独でまたは複合して構成される空間に外接する方形であり、保育所において、まとまった生活行為を可能にする空間をいう(図 3)。

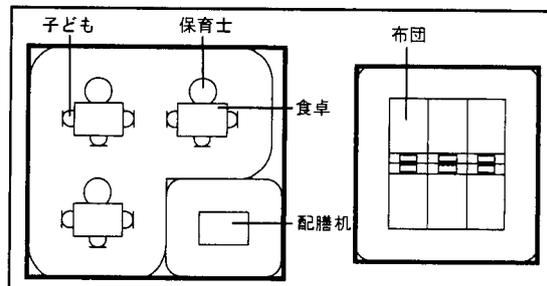


図 3 単位空間

¹建築設計の実務において利用されている、通路や寝具等の具体的な設計に必要なデータ集

²子どもの人体寸法にかかわるものは最大値を採用する

この考えのもと、導き出された面積基準は次のとおりである。1人あたりの模式図を用いて説明する。

1 2歳未満児の保育のために必要な単位空間について

- (1) 食事のための単位空間面積：約 1.68 m²/人
- ・ 食事の動作空間面積：約 1.45 m²/人 (図 4)
 - ・ 配膳の動作空間面積：約 0.23 m²/人
(観察調査等より計測)

- (2) 午睡の単位空間面積：約 2.43 m²/人
- ・ 午睡の動作空間面積：約 1.23 m²/人 (図 5)
 - ・ 移行の動作空間面積：約 1.20 m²/人
(観察調査等より計測)

※「午睡の単位空間」は、布団の場合とベビーベッドの場合が考えられるが、ベビーベッドの場合は家具が占有し、ほふくのための空間が狭小となるため、布団の場合よりも広い「ほふくのための単位空間」が必要となる。具体的に「ほふくのための単位空間」が算出されていないため、布団の場合の面積基準を採用している。

以上より、2歳未満児に必要な面積基準は、

4.11 m²/人以上とする。

ただし、この面積にはほふくやあそびのために必要な空間が含まれておらず、この面積に加算して考えることが必要である。

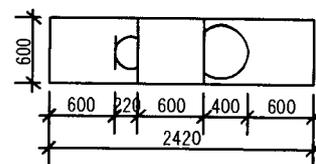


図 4 食事の動作空間
(机、幼児、保育士等の空間からなる)

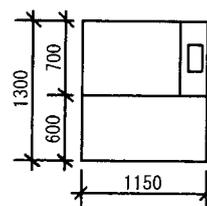


図 5 午睡の動作空間
(布団、移動等の空間からなる)

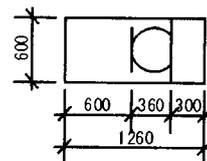


図 6 食事の動作空間
(机、幼児、保育士等の空間からなる)

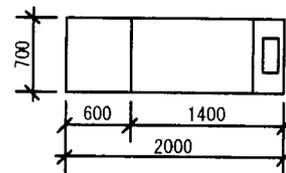


図 7 午睡の単位空間
(布団、移動等の空間からなる)

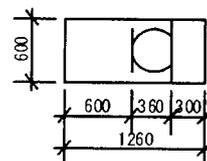


図 8 あそびの動作空間 (机)

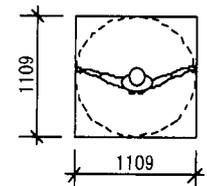


図 9 あそびの動作空間 (床)

2 2歳以上児の保育のために必要な単位空間について

- (1) 食事のための単位空間面積：約 1.03 m²/人
- ・ 食事の動作空間面積：約 0.76 m²/人 (図 6)
 - ・ 配膳の動作空間面積：約 0.27 m²/人
(観察調査等から計測)
- (2) 午睡のための単位空間面積：約 1.40 m²/人
- ・ 午睡の動作空間面積：約 1.40 m²/人 (図 7)
- (3) あそびのための単位空間面積：約 1.99 m²/人
- ・ 工作など、机を使用したあそびの動作空間面積：
約 0.76 m²/人 (図 8)
 - ・ 積み木など、床を使用したあそびの動作空間面積：
約 1.23 m²/人 (図 9)

以上より、「あそび」の際に「食事」と「午睡」の空間を利用できることを勘案して、2歳以上児に必要な面積基準は、

2.43 m²/人以上とする。ただし、「食事」や「午睡」の専用室を設け、「あそび」の際に「食事」と「午睡」の空間を利用しない場合には、「あそび」の空間 (1.99 m²/人) とともに、必要な「食事」の空間 (1.03 m²/人) または「午睡」の空間 (1.40 m²/人) を確保することが必要である。

【保護者支援のスペースの確保】

保育所保育指針においてこれまで以上に明確に位置づけられた保護者支援の機能を果たすためには、相談室の設置が重要である。相談室の設置は現在、約 1/3 にとどまっており、3/4 は独立した相談室が整備されていない(図 10)。保護者や家庭状況もさまざまになってきており、保育所がプライバシーに配慮し相談・支援をするための空間の確保が必要である。

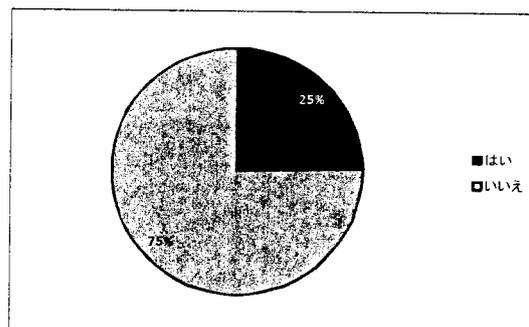


図 10 独立した相談室の設置状況 (n=1596)

【最低基準について】

この研究で示した最低基準としての面積基準は、その言葉どおり「順守しなければならない最も低い基準」として検討した結果である。実際の整備にあたっては、子どもの発達保障の視点から地方自治体等の努力等により、より充実した環境を提供することが望まれる。例えば、降雪などで冬場の屋外遊戯が難しい地域では、遊戯室など保育に必要な面積を遊戯室等の面積として上乗せして確保するなど、地域状況を勘案した対応に期待したい。さらに、今回の研究では明らかにできなかった「ほふく」や「あそび」のための空間確保も重要であり、保育所として望ましい面積は今後の研究によりさらに付加される必要があると考えている。

今回の調査結果からみると、現在の最低基準は、保育を行うことが不可能という状況ではないものの、「食寝分離」などさまざまな課題がある。したがって、現在の面積基準をさらに切り下げること、切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をさらに困難とするものであり、検討を行う場合は、少なくとも、現行の最低基準以上のものとなる方向で行うことが重要である。

また、本研究事業で示した面積基準等については、現在の保育所の収容能力や、国や地方自治体の財政状況などの事情も含めて国でも議論し、現在の最低基準とともに最終的な扱いを決めるべきである。

4. アンケート調査の結果概要

保育所の物的環境および保育内容の実態を把握するため、全国の保育所等から無作為抽出した認可保育所 4,097 か所、東京都認証保育所 55 か所を対象にアンケート調査を行った。

【子ども 1 人当たりの面積の実態】

乳児クラスの 1 人あたり面積は、ほとんどの施設で現行最低基準に示された 3.3 m²を超え、多くの保育所で 4.95 m²(3.3 m²+1.65 m²)の空間が確保されている状況であった(図 11)。

一方、4～5 歳児クラスの 1 人あたり面積は、2～2.1 m²が最も多く、最低基準である 1.98 m²をこらうじて確保している状況にあった(図 12)。

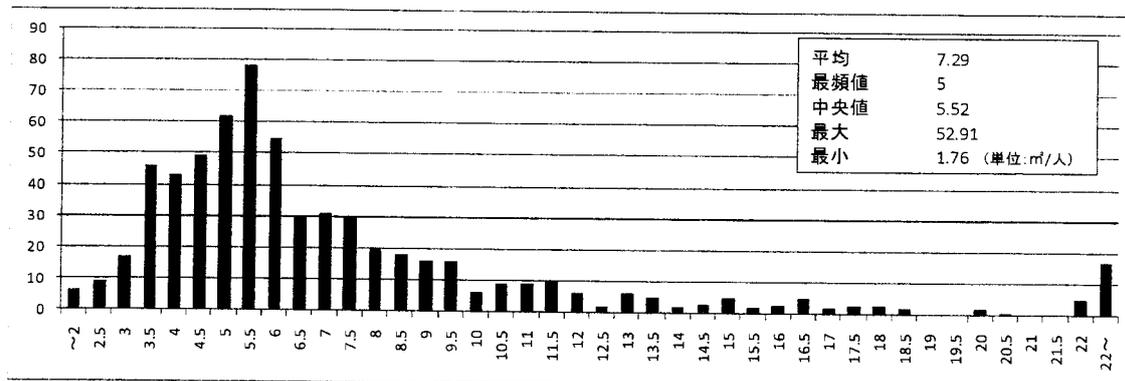


図 11 乳児保育室 1 人あたり面積 (n=634)

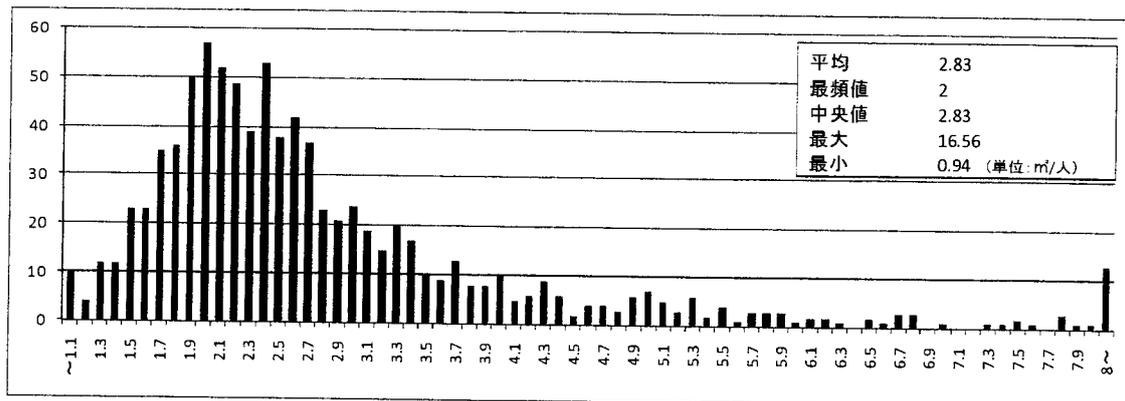


図 12 5歳児保育室1人あたり面積 (n=890)

【食寝分離の状況】

また、乳児保育室においては、食寝同室の割合が全体の3/4を占めており、そのうち、2/3以上は食事と午睡が重ならない空間を確保できている(図13)。一方、3歳以上児保育室では、食事と午睡を同室で行っている場合は全体のおよそ6割であり、そのうちの7~8割は食事のセッティングを片付けて午睡の準備をしているということが明らかになった。

食寝を同室で行っている場合と専用の食事室を設置している場合の比較では、専用の食事室を設置している場合には、「調理室の様子を見ることができる」や「配膳や後片付けへの参加状況」が食事室なしの場合に比べて高い割合を示した(表1)。

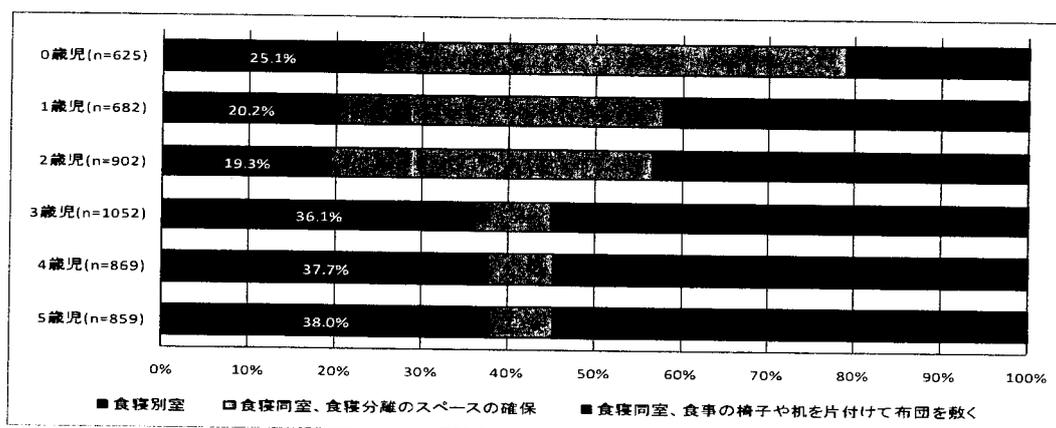


図 13 年齢別保育室における食寝分離の状況

午睡については、食事室の有無よりも、食事と午睡の場が別であるか同じであるかで差が表れた(表1)。「子どもの布団を保育士が歩ける程度の間を空けて並べることができる」では、食事室がある場合では、86.2%と最も高い割合を示し、食事室がなく食寝を同室で行っている場合より約15%高くなっている。「午睡をしない子どもが過ごせる場所がある」については、食事室がなく、食寝別室の場合が最も高い割合を示し、82.4%である。一方、食事室がなく食寝同室の場合では61.7%となり、20%ほどの差が見られる。「午睡時以外でも子どもが眠れる場所がある」についても、食事室がある場合および食事室はないが食寝別室の場合は60%程度であるが、食事室がなく食寝同室の場合は47.7%にとどまっている。また、食事室があるとあそびのコーナーを多様にセッティングできることが確認され、幼児のあそびにも影響があることが認められた。

保育所の現状としては、0歳児クラス室は「ほふく室」+「乳児室」の広さを確保している保育所が多い一方、2歳以上児の保育室については最低基準ぎりぎりの面積しか確保できず、セッティングを変えることにより限られた空間でどうにか保育をしていると推察した。このことから、専用室が確保されていること、特に、専用の食事室を設けることができている場合には、子ども一人ひとりにあわせた保育を提供しやすい環境にあることを確認できる結果となった。

	空間・設備に関わる保育内容	食事室あり (n=123)	食事室なし、 食寝別室 (n=470)	食事室なし、 食寝同室 (n=777)	
食事、食育	子どもが調理室の様子を見ることができる	78.9%	75.1%	75.7%	
	子どもが配膳や後片付けに参加している	96.7%	91.1%	93.4%	
	子どもが食について学ぶミニキッチンなどの設備がある	22.0%	10.6%	10.7%	**
午睡	子どもの布団を保育士が歩ける程度の間を空けて並べることができる	86.2%	78.0%	70.4%	**
	午睡をしない子どもが過ごせる場所がある	78.9%	82.4%	61.7%	**
	午睡時以外でも子どもが眠れる場所がある	62.4%	60.6%	47.7%	**

表1 食事室設置による保育内容への影響 (**:1%有意)

5. 海外文献調査の結果概要

【諸外国と比較して低い日本の最低基準】

保育所の設備基準の考え方の参考とするため、アメリカ、イングランド、フランス、ドイツ、スウェーデン、ニュージーランドの6か国について、保育所の施設基準を調査した。その際、その国の基準と地方の基準の状況、保育者1人あたりの児童数等の配置基準について調査を行った。この結果、日本の子ども1人あたり面積基準が諸外国と比較して低い水準にあることがわかった。

また、日本は、面積基準が低いことに加え、対象面積に廊下や可動式の収納設備の置いてある床面積を除外する記載がないため、これらの床面積を差し引くと子どもの実際の活動スペースは、必ずしも最低基準に規定されている面積が確保されていないという課題も見えた。

ニュージーランドの面積基準では、「通路、トイレ設備、職員室、2歳未満児用の特別な午睡室、その他子どものあそびに使わない区域を含まない」と明確に規定している等、諸外国においては子どもの活動スペースを明確に規定している国もある。今後、必要とされる環境整備にあつては、まずは廊下や可動式の収納等を保育室や乳児室・ほふく室の面積に含めないことが求められる。そのことによって、保育室、乳児室、ほふく室の最低基準面積として本来、子どもの活動を支えるために必要な一定基準以上の面積を確保すべきである。(図14)

また、今回の調査では、保育活動の機能面から、職員配置基準とグループ規模についても各国の状況を比較した。その結果、日本は諸外国と比較して職員の配置基準は低く、特にグループ規模が大きいということがわかった。日本では子どもの人数のグループ規模については規定されていないが、諸外国では「3歳未満児については最大6名、3歳以上児については最大13名」等と小規模なグループ化が規定されており、大きいグループでも15名程度となっている。保育所保育指針にもとづき子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな保育を提供するためには、グループの小規模化が必要であり、職員配置基準のあり方を保育実践に照らしながら改善していくことが今後の検討課題である。

さらに、基準の位置づけが推奨基準とされても、ほとんどの保育所がその水準をクリアする基本的基準になっていることも認められ、基準を下回らない仕組みとなっている。日本でも認可外保育施設が基本となる水準を満たして認可が受けられるように進める必要がある。

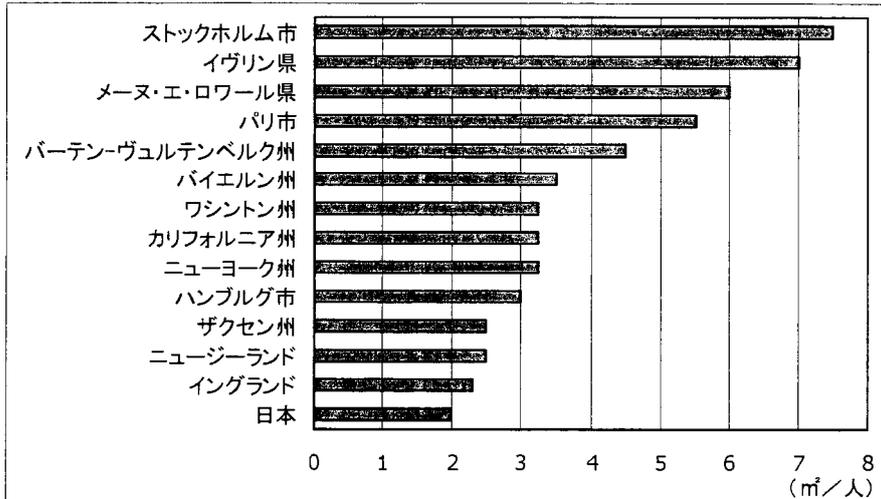


図 14 3歳以上児1人あたり面積基準の国際比較

(注) 日本は「保育室又は遊戯室」の面積 (以下同様)。

6. 調査研究委員会

本調査研究の委員は「保育」の専門家、保育事業者、保育実践者、子どもの環境のづくり手である住居・建築学の研究者、建築家、行政職員により構成し、多様な側面から検討を行った。保育所の最低基準である児童福祉施設最低基準は、その時代の変化とともに社会的使命や社会的環境にあわせ随時、見直しをすることが必要である。子どもの育ちを支える保育所が、本当に子ども一人ひとりの発達過程に応じた保育を提供するために、環境面の改善が必要であり、あわせて保育士等の配置基準の見直しやグループの小規模化等も求められる。

今後も引き続き、保育所保育指針にある保育の質を高めるために、「子どもの育ちを支えていくための環境」について検討を重ね、子どもの育ちを保障する保育所の改善を具体化していくことが不可欠である。

■委員会委員構成		(50音順・敬称略)	◎ 委員長	* 幹事会委員
◎ 定行	まり子*	日本女子大学教授	◎	*
	安梅 勅江	筑波大学大学院教授		
	市原 勝彦	三鷹市健康福祉部子育て支援室室長		
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授		
	金子 恵美 *	日本社会事業大学准教授		*
	菊池 繁信	吹田みどり福祉会理事長		
	清水 正明	福井市総務部政策調整室室長		
	普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表		
	藤木 隆男	藤木隆男建築研究所主宰・一級建築士		
	藤森 平司 *	新宿せいが保育園園長		*
	三上 智代	本福寺保育園園長		

家庭的保育の在り方に関する検討会報告書【概要】

趣旨

本検討会は、雇用均等・児童家庭局長の私的諮問機関として、「家庭的保育事業」の制度化に向け、「実施基準」や「ガイドライン」の内容に関すること、また、家庭的保育事業の専門的課題等に関して調査審議を行った。

審議内容

本検討会は、計4回開催し、実施基準及びガイドラインに盛り込むべき内容について調査審議を行った。
(第1回平成21年1月30日、第2回平成21年2月20日、第3回平成21年3月5日、第4回平成21年3月23日)

検討結果

主な実施基準の内容

- ・家庭的保育者の要件(保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を修了した者)
- ・実施場所等(専用の部屋、保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算)
- ・配置基準(家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下)
- ・保育内容(保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意)
- ・市町村の体制整備(他機関との連携、巡回指導・相談、代替保育等)

主なガイドラインの内容

- ・家庭的保育事業の実施体制(家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託)
- ・情報提供(家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知)
- ・家庭的保育者(保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。)
- ・市町村の体制整備(家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備)
- ・研修(保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修)

今後の課題

本検討会の審議過程において以下の問題点が指摘され、今後、これらの問題点を踏まえ、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- ・保育士資格を有しない者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべき。
- ・国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべき。
- ・実施基準及びガイドラインについて、現在検討が行われている「次世代育成支援のための新たな制度体系」の状況により、今後さらに検討を加えるべき。

検討会委員

網野武博(東京家政大学教授)
岡 健(大妻女子大学准教授)
尾木 まり(子どもの領域研究所所長)
鹿島田和宏(墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長)
椎名英夫(社会福祉法人豊島福祉会理事長)

庄司 順一(青山学院大学教授)
鈴木 道子(特定非営利活動法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)
福川 須美(駒沢女子短期大学教授)
三塚 一秋(大崎市民生部子育て支援課長)
吉田 正幸(有限会社遊育代表)

(五十音順、敬称略)

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料3-2
平成21年5月19日	

家庭的保育の在り方に関する検討会報告書

平成21年 3 月 3 1 日
家庭的保育の在り方に関する検討会
座 長 庄 司 順 一

1. 趣 旨

「家庭的保育の在り方に関する検討会」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の私的諮問機関として、「家庭的保育事業」の制度化に向け、「実施基準」や「ガイドライン」の内容に関すること、また、家庭的保育事業の専門的課題等に関して調査審議を行った。

2. 審議内容

「家庭的保育の在り方に関する検討会」では、平成21年1月30日（金）以降、4回の検討会を開催し、次の事項について調査審議を行った。

- 実施基準に盛り込むべき内容
- ガイドラインに盛り込むべき内容
 - 実施基準及びガイドラインの主な検討内容
 - ・家庭的保育事業の実施に関する事
 - ・家庭的保育者の要件等に関する事
 - ・保育内容に関する事
 - ・市町村の体制整備に関する事
 - ・研修に関する事

3. 検討結果

「家庭的保育の在り方に関する検討会」では、次のとおり家庭的保育事業の実施基準及びガイドラインに盛り込むべき内容の検討を行った。

- (1) 実施基準に盛り込むべき内容（別添1）
 - 市町村が家庭的保育事業を実施するに当たり遵守すべき事項を、実施基準の内容として整理した。

[実施基準の主な内容]

○家庭的保育者の要件

次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修を修了した者。

- ・保育士
- ・保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者

○実施場所等

家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の要件を満たすものとして市町村長が適当と認める場所。

- ・専用の部屋を有すること
- ・保育を行う居室の面積は、9.9㎡以上、3人を超えて保育する場合は、3人を超える1人につき3.3㎡を加算

○配置基準

家庭的保育者が1人で保育する場合は3人以下、家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下で実施。

○保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、家庭的保育の特性に留意し保育を行う。

○市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、次の業務を実施。

- ・保育内容の支援
- ・巡回指導・相談
- ・代替保育 等

(2) ガイドラインに盛り込むべき内容（別添2）

市町村が家庭的保育事業を実施するに当たり望ましい基準を、ガイドラインの内容として整理した。

[ガイドラインの主な内容]

○家庭的保育事業の実施体制

家庭的保育事業は、家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託して実施。

○情報提供

利用を希望する保護者が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保

育者の氏名、資格、居宅の状況、保育内容等の家庭的保育に関する情報について、適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じる。

○家庭的保育者

保育士資格を有さず研修により家庭的保育者として認める際は、研修等において適切な評価を行うとともに、家庭的保育者となった後も適切な評価を行う。

○市町村の体制整備

家庭的保育者を支援するため、助言及び指導を行うことができる体制整備を行うとともに、連携保育所の確保に努める。

また、家庭的保育者が病気等の場合、家庭的保育者に代わって、代替保育を行う体制整備を行う。

○研修

保育士資格を有しない者が家庭的保育者となる場合は、研修（認定研修）を実施するとともに、就業前のすべての家庭的保育者に研修（基礎研修）を課すほか、経験に応じた研修（現任研修）、指導者の養成のための研修（指導者研修）を実施する。

4. 今後の課題

今回、家庭的保育の在り方に関する検討会において、実施基準及びガイドラインの内容の検討を行ったところであるが、その審議の過程において、次の問題点が指摘された。

今後、これらの問題点を踏まえて、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- 1 家庭的保育者の要件については、保育士資格を有しない者についても一定の研修を受講し、市町村長が適当と認めた者は、家庭的保育者とするとしている。
保育士資格を有しない家庭的保育者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべきである。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべきである。
- 3 現在、「次世代育成支援のための新たな制度体系」の検討が進められているところであるが、家庭的保育のあり方、位置付けについても、その中で検討されるべきであり、実施基準及びガイドラインについても、これを踏まえ、必要に応じ、今後、さらに検討を加えるべきである。

家庭的保育事業の実施基準に盛り込むべき内容

1 目的・理念

家庭的保育事業は、これを利用する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の健全な育成が図られ、その福祉を増進することを目的とし、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して保育を行われなければならない。

2 家庭的保育者の要件

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修を修了した者
 - 一 保育士
 - 二 保育士と同等の知識及び経験を有するものと市町村長が認める者
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること
- (4) 乳幼児の保育に専念できること
- (5) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

3 事業の開始等

(1) 事業開始の届出

市町村は、家庭的保育事業を行おうとするときは、その事業の開始前に、都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- ① 事業開始の予定年月日
- ② 事業の概要
- ③ 家庭的保育事業を行う者の氏名及び住所

(2) 事業の廃止又は休止の届出

市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- ① 事業廃止又は休止しようとする予定年月日
- ② 事業廃止又は休止の理由
- ③ 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
- ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

4 情報提供

市町村は、次に掲げる事項を情報提供しなければならない。

- ① 家庭的保育者の氏名、保育士等の資格及び経験年数に関する事項
- ② 保育を行う居宅等の位置及びその状況に関する事項
- ③ 保育の方針及び内容
- ④ 保育時間に関する事項
- ⑤ 保育料に関する事項
- ⑥ 家庭的保育者に対する支援体制に関する事項
- ⑦ 家庭的保育の利用手続に関する事項

5 事業の実施基準

(1) 実施場所・設備基準

家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所で実施するものとする。

- ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること。
- ② 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9㎡以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、当該部屋の面積は、3人を超える児童1人につき3.3㎡を加算した面積以上であること。
- ③ 衛生的な調理設備を有すること。
- ④ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ⑤ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、避難訓練を定期的実施すること。

(2) 配置基準

保育する乳幼児の数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市町村が実施する研修を修了したものに限り）とともに保育する場合には、5人以下であること。

(3) 保育の内容

- ・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めること。
- ・保育の内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準じることとし、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育が行われること。

(4) 市町村が行う体制整備

市町村は、家庭的保育事業が適正に実施されるよう、保育所その他の関係機関等と連携を図り、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ①【保育の内容への支援】 家庭的保育者が乳幼児の状態に応じた保育を適切に行うことができるよう、保育の内容に関する支援を行うこと。
- ②【巡回指導・相談】 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するとともに、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- ③【研修・交流】 家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修の実施、家庭的保育者間の交流の促進等必要な措置を講じること。
- ④【代替保育】 家庭的保育者の病気、休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって保育が行われるよう必要な体制を整えること。
- ⑤【健康診断】 家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を実施するよう努めること。
- ⑥【集団保育】 家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じ必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験させるよう努めること。
- ⑦【苦情受付】 家庭的保育事業を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ⑧【他機関との連携】 保育が円滑に行われるよう、保育所、保健所、児童相談所等と密接に連携を図ること。

家庭的保育事業ガイドラインに盛り込むべき内容

1 趣 旨

このガイドラインは、家庭的保育事業の実施に当たり、遵守すべき事項を規定する児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び実施基準の他、留意すべき事項を定めるものであること。

なお、家庭的保育事業の実施に当たっては、必要に応じ保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠すること。

2 権利擁護・法令遵守について

(1) 法令遵守

家庭的保育を行う者（家庭的保育者、家庭的保育補助者及び家庭的保育支援者。以下「家庭的保育者等」という。）は、その役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、家庭的保育を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

(2) 守秘義務

市町村長は、家庭的保育事業に係る実施要綱又は家庭的保育者と取り交わす委託契約書において、家庭的保育事業に携わる者に対する守秘義務を記載すること。

3 家庭的保育事業について

(1) 家庭的保育の実施体制

家庭的保育事業は、児童福祉法第24条の保育の実施義務として市町村が実施するものであり、家庭的保育者又は保育所等（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たす認可外保育施設を含む。以下「実施保育所」という。）を経営する者に委託するものとする。

4 情報提供について

(1) 方 法

家庭的保育事業を利用することを希望する保護者等が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育に関する必要な情報について、インターネットの利用、印刷物の配布、地域子育て支援拠点等での情報提供その他の適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じること。

(2) 事 項

情報提供する事項は次によること。

○家庭的保育者等に関する事項

- ・家庭的保育者等の氏名、保育士等の資格及び家庭的保育者等の経験年数に関する事項
- ・保育を行う居宅等の位置（町名まで）及びその状況に関する事項

○家庭的保育の内容等に関する事項

- ・ 保育実施日及び保育時間に関する事項
- ・ 保育料に関する事項
- ・ 保育の方針及び内容
- ・ 家庭的保育者に対する市町村・連携保育所（施設名及び住所）
- ・ 家庭的保育支援者（氏名、住所（町名まで）、資格及び家庭的保育者等の経験年数）による支援体制に関する事項
- ・ 家庭的保育の利用手続に関する事項
- ・ 家庭的保育者が加入している賠償責任保険に関する事項

5 家庭的保育の実施について

(1) 事業の周知

市町村は、家庭的保育事業の周知を図り、家庭的保育事業が安定的に運営できるように努めること。

(2) 対象児童

対象とする年齢は、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に定めること。

また、対象となる乳幼児は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者と三親等以内の親族関係にないこと。

(3) 定員及び家庭的保育者等の配置

家庭的保育者が1人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。家庭的保育補助者ととともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。

3人以下の乳幼児を保育する場合であっても、家庭的保育者の他に、家庭的保育補助者や必要に応じて食事時間等に短時間の援助を受けて保育することが望ましいこと。

また、家庭的保育者が保育を実施する場合は、それぞれの年齢、発達を踏まえた保育が行われるよう配慮することが望ましいこと。

(4) 実施場所

ア 保育を行う専用居室の基準等

保育を行う部屋は、面積9.9㎡以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3㎡を加算すること。

イ 設備

衛生的な調理設備を有すること。

居宅の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。

ウ 地域資源の活用

保育の実施に当たっては、保育所園庭、地域子育て支援拠点、公園等の地域資源を積極的に活用し、乳幼児に必要な保育環境を整えること。

(5) 保育時間

保育時間は1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の就労状況その他家庭の状況、家庭的保育者の状況等を考慮して、保育実施日及び保育時間を定めること。

(6) 保育料

保育料は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して定めること。

(7) 賠償責任保険

市町村は、家庭的保育者が事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、家庭的保育者に賠償責任保険に加入させるか、市町村自らが加入することにより、補償の体制整備を図ること。

6 家庭的保育者等について

(1) 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者

○定 義

家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者。

○要 件

家庭的保育者は、次に掲げる要件に該当する者。

・次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修（以下「基礎研修」という。）[別紙1]を修了した者

一 保育士

二 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修（以下「認定研修」という。）[別紙1]を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者

○留意事項

・市町村は、認定研修により家庭的保育者として認定する際は、研修における試験、レポートの提出、実習施設での評価等適切な方法により評価を行い、認定すること。

・市町村は、家庭的保育者に対する現任研修等により、適切に評価を行うこと。

・3歳以上児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。）を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

イ 家庭的保育補助者

○定 義

家庭的保育補助者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者の下で家庭的保育を行う者。

○要件

家庭的保育補助者は、次に掲げる要件に該当する者。

- ・市町村長が実施する基礎研修を修了したもの。
- ・心身ともに健全であること。
- ・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- ・乳幼児の保育に専念できること。
- ・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

ウ 家庭的保育支援者

○定義

家庭的保育支援者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対し指導・支援を行う者。

○要件

家庭的保育支援者は、次に掲げる要件に該当する者。

- ・保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者。
- ・心身ともに健全であること。
- ・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- ・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- ・児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(2) 家庭的保育者の認定等

ア 申請

家庭的保育事業を行おうとする者は、事業を実施する住所地の市町村長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと。

- ・家庭的保育者等の氏名、住所、年齢、資格及び健康状態
- ・家庭的保育者の居宅で保育を行う場合は、同居する家族等の氏名、年齢、続柄及び健康状態
- ・家庭的保育者が保育を行う居宅等の位置及び平面図
- ・家庭的保育者が保育を行うことができる曜日及び時間

イ 認定

市町村長は、申請書を受理したときは、当該家庭的保育者等が適当であるかどうかを調査して、認定をし、又はしないことの決定を行わなければならないこと。

ウ 変更の届出

家庭的保育者等は、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、その内容を市町村長に届け出ること。

エ 認定取消

市町村長は、家庭的保育者等がその要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すことができること。

7 保育内容について

(1) 保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。[別紙2]

(2) 保育の計画

家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならないこと。

(3) 記録の整備

家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。

また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(4) 食 事

家庭的保育者は、乳幼児への食事の提供を行うときは、望ましい食習慣の定着を促すとともに、乳幼児の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

なお、家庭的保育者又は家庭的保育補助者が、調理の間に保育を行うことができないときは、必要に応じて短時間の援助を受けることが望ましいこと。

8 市町村が行う体制整備について

(1) 保育の内容への支援

保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を行うこと。

また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設けること。

(2) 巡回指導・相談

家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者の健康状況の把握を行うこと。

(3) 連携保育所の確保

家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所の確保に努めること。

連携保育所を確保できない場合は、その他の適切な場所又は市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図ること。

(4) 研 修

家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修を実施する等の必要な体制整備を行うこと。

研修を実施する際は、他の市町村等と連携して実施するなど、効果的に実施すること。

また、研修の機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めること。

なお、3歳以上児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。）を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

ア 現任研修

○フォローアップ研修〔別紙1〕

主に、経験年数2年未満の家庭的保育者へのフォローアップを目的とした研修。（経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも、2か月に1回以上実施することが望ましい。）

○現任研修〔別紙1〕

すべての家庭的保育者を対象に、家庭的保育者の資質の向上を図るため、年に1回（分割して実施可）、必要な知識や技術の習得を目的とした研修。

イ 指導者研修〔別紙1〕

10年以上の保育所における勤務（基礎研修を受講した者）又は家庭的保育の経験を有する保育士を対象に、家庭的保育支援者などの家庭的保育の指導者となるために必要な知識や技術の修得を目的とした研修。

(5) 代替保育

家庭的保育者が病気、研修参加、休暇等により保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって、連携保育所、家庭的保育支援者、他の家庭的保育者、その他適当な方法により保育が行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

(6) 健康診断

家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を受診する機会を確保するよう努めること。

(7) 集団保育

家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じて集団保育の必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験することができるよう努めること。

(8) 苦情受付

家庭的保育を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、連絡先について周知を図るなどの必要な措置を講じること。

苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当事者以外の者を関与させること。

(9) 他機関との連携

事業の実施に当たっては、乳幼児の心身の状態に応じた家庭的保育を実施するため、必要に応じて児童相談所、保育所、医療機関、保健所等の専門機関と密接に連携をとり、保育が円滑に行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

9 連携保育所等

連携保育所及び実施保育所は、市町村と連携し、以下の支援又は業務を行うよう努めること。

- ・家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- ・家庭的保育者が休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ・家庭的保育者が保育を行う幼児について、必要に応じて、定期的に当該幼児の年齢等に応じた集団保育を体験させること。
- ・家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、健康診断を実施すること。
- ・その他、家庭的保育者が家庭的保育事業を行うために必要な支援を行うこと。

10 保護者への対応について

(1) 保護者との連絡

保護者との連携においては、日々の乳幼児の状況を的確に把握するとともに、保護者と家庭的保育者とで日常の乳幼児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

(2) 保護者の相談への対応

家庭的保育者の保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。

(3) 虐待等への対応

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに、市町村や関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図ること。

11 安全対策について

(1) 健康診断等

家庭的保育者等の健康診断は1年に1回実施するとともに、調理に携わる家庭的保育者については、概ね月1回検便を実施すること。

(2) 健康管理

家庭的保育者は、常に乳幼児の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること。

(3) 衛生管理

家庭的保育者は、乳幼児の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な体制整備について適切に対応すること。

(4) 事故やケガの防止と対応

家庭的保育者は、保育中の事故防止のため、乳幼児の心身の状態等を踏まえ、居宅等の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応すること。

(5) 防災・防犯対策

家庭的保育者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、火災警報器及び消火器の設置や避難訓練の実施など防災、防犯等の健康及び安全を確保するため保育環境の整備について適切に対応すること。

(6) 緊急時の対応

保護者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を取るとともに、緊急時の対応マニュアルを作成すること。

保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、乳幼児のかかりつけ医、連携保育所の嘱託医等、必要な体制整備について適切に対応すること。

1.2 運営・管理について

(1) 適正な会計管理

家庭的保育者は、収支の状況を明らかにする帳簿その他の書類を整備しておかなければならないこと。

1.3 賠償責任保険について

家庭的保育者等は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険等への加入により、補償の体制整備について適切に対応すること。

家庭的保育者研修

[別紙 1]

1 基礎研修（すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得） [家庭的保育者の就業前研修]

科目名	区分	時間	内容	
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理

科目名	区分	時間	内容	
家庭的保育の実際	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ～事例を通して考える～
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育室で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び -日本の優れた人育て法を用いる-
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分～60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
見学実習	実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)	

科目名	区分	時間	内容
実施自治体の制度 について（任意）	講義	60分～ 90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などのついて

時間合計：21時間＋2日以上

2 認定研修（保育の知識・技術等の習得）

科目名	時間
子ども家庭福祉 （「児童福祉・社会福祉」関連）	4 時間
子どもの心身の発達と保育 （「発達心理学」関連）	8 時間
子どもの健康管理 （「精神保健」・「小児保健」関連）	8 時間
子どもの栄養管理 （「小児栄養」関連）	6 時間
子どもの安全と環境 （「小児保健」・「養護原理」関連）	8 時間
子どもの保育 （「保育原理」・「教育原理」関連）	6 時間
保育実習（Ⅰ） （連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習）	48 時間
保育実習（Ⅱ） （連携保育所又は認可保育所において実習） [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）の者を除く。]	20 日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）

時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者（1年未満）
[看護師、幼稚園教諭を除く]

時間合計：88時間＋20日

5 指導者研修

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区 分	内 容
講 義	①子ども家庭福祉の動向（施策） ②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向 ③関係機関・施設や地域とのかかわり ④保育ソーシャルワーク（講義・演習） ⑤相談援助技術（講義・演習） ⑥スーパービジョン（目的、方法） ⑦ソーシャルアクション ⑧苦情解決と第三者評価 ⑨家庭的保育の運営・管理 ⑩子どもの心身の発達と保育 ⑪子どもの栄養・健康管理 ⑫子どもの安全と環境 ⑬保護者理解と対応
実 習	

家庭的保育の保育内容

[別紙2]

家 庭 的 保 育	
形 態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	<p>少人数による個別的対応(一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 ○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 ○食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握。 ○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 ○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。
保育の環境	<p>家庭的で温かな環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境。 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。 <p>子どもの健康と安全を守るための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性(生活空間を保育環境として見直す) <p>地域の環境との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能。
保護者との関わり	<p>少人数による個別的対応(保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもをみる。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。

(参 考) 家庭的保育の在り方に関する検討会委員

網野 武博	東京家政大学教授
岡 健	大妻女子大学准教授
尾木 まり	子どもの領域研究所所長
鹿島田和宏	墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長
椎名 英夫	社会福祉法人豊島福祉会理事長
◎庄司 順一	青山学院大学教授
鈴木 道子	NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
福川 須美	駒沢女子短期大学教授
三塚 一秋	大崎市民生部子育て支援課長
吉田 正幸	有限会社遊育代表

(◎ : 座長)

(五十音順、敬称略)

今後の認定こども園制度の在り方について ＜認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書＞

第23回社会保障審議会
少子化対策特別部会
平成21年5月19日

資料4-1

現 状（ 課 題 ）

●保護者や施設からは評価が高いが、普及が進まない。／229件(H20.4)

●財政支援が不十分。

●会計処理や申請手続きが煩雑。
●省庁間や自治体間の連携が不十分。

●地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援が総合的に提供される仕組みが必要。
●職員の資質の維持・向上が必要。

今後の就学前教育・保育に関する制度の在り方

●地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援の「機能」が総合的に提供されるよう、その在り方について検討。
●新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく取組や認定こども園における取組状況等を検証。
●幼稚園と保育所を担当する行政部局の在り方については、義務教育、児童健全育成、母子保健、障害児福祉、労働等の他の行政分野との連携などに留意する必要。現行の「幼保連携推進室」の機能強化と内閣府の総合調整機能の発揮が必要。

今後のスケジュール

●今後、見直しの進捗状況をフォローアップ。
●保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進。
●法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施。

改 革 の 方 向

認定こども園の緊急整備

●利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、平成23年度には認定件数が2000件以上となることを目指す。

財政支援の充実

●「安心こども基金」等により「幼稚園型の保育所機能部分」、「保育所型の幼稚園機能部分」、「地方裁量型」への新たな財政措置が実現。

二重行政の解消

●「こども交付金」を制度化し、補助金等の窓口・申請・執行手続きの一本化の促進。
●窓口の一本化、書類の重複の整理、監査事務の簡素化など、速やかに手続きの一本化・簡素化。

教育・保育・子育て支援の総合的な提供 / 質の維持・向上

●将来的には幼保連携型への集約を目指す。
●家庭や地域の子育て支援機能の強化。
●教育・保育の質の維持・向上のための研修や運営上の工夫。
●幼稚園教諭と保育士資格の養成課程や試験の弾力化。

今後の認定こども園制度の在り方について

(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書)

平成21年3月31日

目 次

1. はじめに	1
2. 認定こども園制度の理念	2
3. 認定こども園制度の意義・機能	2
4. 認定こども園制度の改革の方向	
(1) 基本的考え方	4
(2) 認定こども園に関する課題への対応	
① 財政支援の充実	5
② 二重行政の解消	6
③ 教育と保育の総合的な提供の推進	6
④ 家庭や地域の子育て支援機能の強化	7
⑤ 質の維持・向上への対応	8
(3) 保育制度改革に係る検討との関係	9
(4) 就学前教育・保育をめぐる今後の課題	10
5. 今後のスケジュール	11
別添 1 認定こども園への新たな財政措置	12
別添 2 「こども交付金」について	13
別添 3 これまでの二重行政に関する指摘事項とその措置・検討状況	14

1. はじめに

- 認定こども園制度は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前における教育及び保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的として、平成 18 年 10 月にスタートした。
- 認定こども園の認定件数は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 229 件（幼保連携型 104 件、幼稚園型 76 件、保育所型 35 件、地方裁量型 14 件）となっており、毎年、認定件数は増えているものの、さらなる普及促進が求められているところである。
- 文部科学省、厚生労働省においては、両省に幼保連携推進室を設置し、認定こども園の普及促進に努めており、平成 20 年 7 月 29 日、「認定こども園の普及促進について」として、会計処理の改善や制度の普及啓発、申請手続きの簡素化等に関する運用改善方策を取りまとめている。
- 政府全体の基本的な方針としては、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）、「教育振興基本計画」（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成 20 年 7 月 29 日）等において、運用改善による二重行政の解消を図るとともに認定こども園の制度改革について平成 20 年度中に結論を得ることとされている。
- こうした課題について検討を行うため、平成 20 年 10 月、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣の合意により当検討会が設置され、学識経験者、自治体関係者、認定こども園、幼稚園、保育所を運営している関係者など幅広い立場の委員の参加を得て、これまで 5 回にわたって検討を重ねてきた。
- その結果、制度創設から 2 年以上が経過しているが、認定こども園制度の理念や意義については現在においてより強まっており、認定こども園制度のさらなる推進が必要と考える。

- そのためには、二重行政の解消や財政支援などの直面している課題に早急に取り組むとともに、教育・保育機能を総合的に提供する役割を一層強化していくことが必要であると考え、必要な改革の方向性についてとりまとめた。

2. 認定こども園制度の理念

- 認定こども園制度創設時の理念としては、子どもの視点に立ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の観点、そして社会全体で次代を担う子どもの育ちを支える次世代育成支援の観点から考えるべきとされている。
- すなわち、子どもの視点に立ち、「すべての子どもの最善の利益」を第一に考え、次代を担う子どもが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけることが重要である。また、子どもの育ちを支える父母や祖父母その他の保護者や地域の子育て力が高まるよう、地域の様々な人々の参加も得つつ、各種の支援を行うことにより、子育てをする人たちが子どもとともに喜びを実感できるような社会を形成していくとの基本的認識に立つことが重要である。これらの基本的考え方は、現在においてその意義がより強まっていると考えられる。

3. 認定こども園制度の意義・機能

- 認定こども園制度は、以下のような近年の教育・保育に対する需要の多様化に地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的として創設された。
 - ア 就業形態が多様化する中で、保護者の就労の有無に関わらない施設の利用
 - イ 少子化の進行により子どもやきょうだいの数が減少する中で、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会の確保
 - ウ 既存の幼稚園の活用による待機児童の解消
 - エ 育児不安の大きい保護者やその家庭への支援を含む地域子育て支援の充実

- 認定こども園が設置された地域においては、保護者や施設は認定こども園制度を評価しているという調査結果が出ており、おおむね当初期待された役割を果たしていると考えられる。平成20年3月にとりまとめた「認定こども園に係るアンケート調査結果」をみると、認定を受けた施設の9割以上、認定こども園を利用している保護者のうち回答のあった8割近くが、認定こども園制度を評価しており、また、回答のあった保護者の9割近くが制度を推進していくべきだと回答している。
- 具体的には、「保育時間が柔軟に選べること」、「就労の有無に関わらない施設利用」、「教育活動の充実」などの点について評価されている。また、専業主婦家庭は主として幼稚園、共働き家庭は主として保育所とその利用する施設は分かれているが、認定こども園は両方の家庭の利用が可能であるため、施設の運営の工夫により各家庭にとって良い交流の機会が提供されているとの指摘もなされている。
- このような認定こども園制度の意義・評価を踏まえ、認定こども園の「教育・保育機能」及び「子育て支援機能」をさらに充実させることが必要である。
- 「教育・保育機能」については、園における実践的な取組の積み重ねやその普及等を通じて、その内容・方法の整理も図りつつ、教育・保育機能の一体化をより一層進めるなど、教育・保育機能の総合的な提供の在り方について検討していくことが必要である。
- また、認定こども園は、「子育て支援機能」について、保護者の就労の有無にかかわらず多様な地域の子どもや家庭が利用する施設であり、就労の有無や形態の違いを超えた保護者の交流の場としての役割のほか、父親が子育てに主体的にかかわれるようになるなど親自身が育ち合う場としても有用であることから、これを適切な方法で積極的に評価し、その機能強化に取り組むことが必要である。
- なお、教育・保育のニーズは地域によって異なることから、既存の幼稚園や保育所の機能の拡充、組合せ・連携の強化等により対応するのか、あるいは、認定こども園を組み合わせることで対応していくのかについては、地域の実情に応じて柔軟に判断されるべきである。

4. 認定こども園制度の改革の方向

(1) 基本的考え方

- 子どもにとって質の高い教育・保育や子育て支援を保障するため、地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援の機能が総合的に提供される仕組みを目指すべきであり、「認定こども園」の取組は、その具体的な実践としての意義を有している。
- しかしながら、現状では229件（平成20年4月現在）と普及が進まない状況となっている。その背景には、
 - ・ 認定こども園へ移行するために財政支援等が不十分
 - ・ 省庁間や自治体間の連携が不十分
 - ・ 会計処理や認定申請手続き等の事務手続きが煩雑
 - ・ 制度の普及啓発が不十分などの課題が指摘されている。
- こうした課題に取り組むことが必要であり、平成22年度までに「安心こども基金」等の新たな財政措置を活用するなどにより認定こども園の緊急整備を図り、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、平成23年度には認定件数が2000件以上になることを目指し、必要な見直しを早急を実施すべきである。
- 具体的には、次のような課題について取組を行うとともに、あわせて、制度の普及啓発に努めるべきである。
 - ① 財政支援の充実
 - ② 二重行政の解消
 - ③ 教育と保育の総合的な提供の推進
 - ④ 家庭や地域の子育て支援機能の強化
 - ⑤ 質の維持・向上への対応
- その際、次のような視点を踏まえ、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき教育・保育を行うことが重要である。

- ・ 子どもの最善の利益を重視すること
- ・ 乳幼児期に最もふさわしい生活の場を保障すること
- ・ 教育・保育の質の維持・向上を目指すこと
- ・ 家庭や地域の子育て支援機能を評価し、強化すること

- さらに、「社会保障審議会・少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）」で示された保育制度改革に係る検討の方向性を踏まえて論点を整理し、具体的な制度的検討を進めることが必要である。

(2) 認定こども園に関する課題への対応

① 財政支援の充実

- 財政支援については、平成20年度補正予算及び平成21年度予算において、平成22年度までを期間とする「安心こども基金」による新たな国の財政支援や地方財政措置が講じられることになり、従来、財政支援のなかった幼稚園型の保育所機能部分、保育所型の幼稚園機能部分及び地方裁量型に対しても新たな財政支援策が制度化されるなど、一定の前進が見られたところである。その具体的な内容は「別添1」のとおりであるが、これらの財政措置を実施するにあたっては、現場の実情に十分配慮することが必要である。

※（別添1）認定こども園への新たな財政措置

- また、子育て支援機能に対する財政支援については、平成21年度予算において、財政支援の充実が図られたところであるが、認定こども園においては子育て支援事業を行うことが義務とされていることも踏まえ、引き続き、財政支援の一層の拡充に努めていくべきである。
- 都道府県等は、国の平成21年度予算において地方裁量型の認定こども園等に対する事業費支援について地方財政措置（特別交付税）がなされていることを踏まえて、質の維持・向上に留意しつつ、これらの施設に対して必要な財政措置を行うことが求められている。
- 集中重点期間後の平成23年度以降の財政支援の在り方については、引き続き、必要な予算等を確保しつつ保育制度改革に係る検討を踏まえてさらに検討すべきである。

② 二重行政の解消

- 窓口の一本化、書類の重複の整理、監査事務の簡素化、会計処理の簡素化など、現場から指摘されている運用面の課題について、改善が可能なものについては、できるだけ速やかに手続きの一本化や簡素化を行うこととする。
- 認定こども園に係る職員配置（幼稚園教諭と保育士）、調理室や屋外遊戯場などに関する基準については、すでに相当程度緩和されており、これらの活用を進めるとともに、既存施設の認定こども園への円滑な移行を促進するため、必要な見直しを行う。ただし、規制緩和については、子どもに与える影響、安全や質の確保に十分留意する必要がある。
- 「安心こども基金」による新たな財政措置については、補助制度（補助要綱、申請・交付・報告手続き、スケジュール）を一本化するとともに、従来の財政措置（保育所運営費負担金、幼稚園への私学助成）を含めて、「こども交付金」として制度化し、都道府県が市町村に事務を委任することなどによって市町村を通じた窓口・申請・執行手続きの一本化が行われるよう国・都道府県等で取り組んでいくべきである。「こども交付金」の制度化の具体的なイメージは「別添2」のとおりである。
※（別添2）「こども交付金」について
- 上記の二重行政の解消に関する具体的な改善事項及びその実施時期については、「別添3」のとおりであり、これらを確実に進めていくことが必要である。
※（別添3）これまでの二重行政に関する指摘事項とその措置・検討状況

③ 教育と保育の総合的な提供の推進

- 現在、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型という4類型があるが、認定こども園の理念・意義及び教育・保育の質の維持・向上を図る観点からは、将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいと考えられる。ただし、まずは認定こども園の普及を目指していくことが必要であり、当面は、地域や施設の実情に応じて他の類型に対する配慮や柔軟な対応が必要と考えられる。

- 幼稚園や幼稚園型の認定こども園が幼保連携型の認定こども園に移行する場合には、都道府県等は、3歳未満児の待機児童の状況など地域の実情を十分に検討した上で、幼稚園の対象年齢も考慮して3歳～5歳のみを対象とする保育所の認可を行うなど、柔軟な対応をすべきである。
- 待機児童が顕在化していない市町村においても、潜在的な待機児童（保育ニーズ）が見込まれる場合には、都道府県等は、地方裁量型や幼稚園型の認定こども園等に対して、保育所の認可を行うべきである。
- 幼保連携型の認定こども園における幼稚園・保育所のそれぞれの認可については、都道府県等は認定こども園全体として一定の規模が確保されるのであれば、幼稚園・保育所のそれぞれの定員が少人数でも認可できるという現行の取扱いを活用すべきである。
- 人口減少地域等において、幼稚園と保育所の連携を進めていくことが必要であり、とりわけ、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、質の高い教育・保育の双方を提供する観点から、認定こども園制度を活用することが望ましいと考えられる。
- 国は、上記の都道府県等の取組が進むよう、都道府県や市町村に対して必要な助言を行うべきである。

④ 家庭や地域の子育て支援機能の強化

- 認定こども園においては、家庭や地域の子育て支援機能を高めていくことが重要であり、地域の実情に応じて、家庭や地域と連携し、保護者や地域のニーズや要望を踏まえ、次のような取組を積極的に進めていくべきである。
 - ・ 子育てに関する相談・情報提供
 - ・ 親が自信を持ち、親であることを楽しいと感じることができるよう、母親だけでなく父親も子育てに主体的にかかわれるようになることを含めて、親自身が育ち合う場の提供
 - ・ 地域の保護者や子ども同士の交流の機会の提供
 - ・ 0～2歳児も含めた未就園児の親子登園
 - ・ 安全で子どもにふさわしい遊び場としての施設の開放

- ・ 放課後子どもプランなど放課後児童対策との連携
- ・ 保護者や地域住民の子育てに関する自主的な活動の場の提供
- ・ 乳幼児を持つ保護者が子育てをする際の多様な支援や子どもの家庭教育の充実支援

- また、家庭や地域社会の教育力の向上や、子どもを育てていく環境として、多様な人々がともに生活するコミュニティの活性化についても重要な役割を担っており、この観点からも認定こども園の活用を検討していくべきである。
- さらに、以上のような取組が効果を発揮するためには、あわせて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取組が重要であるとの指摘があった。

⑤ 質の維持・向上への対応

- 認定こども園の運営にあたっては、単に幼稚園と保育所を合体する運営ではなく、子どもによって1日の保育時間や集団生活の経験が異なることや、保護者の就労形態が違うことなどを踏まえ、子どもに対する影響等にも配慮しつつ、それぞれの施設の置かれた状況や環境に応じて教育・保育内容や運営等を工夫することが必要である。
- なお、利用する保護者や子どもの状況が多様であることを活かした教育・保育を行うことは重要な意義を有するものである。同時に、一人一人の子どもにきめ細かく対応していくことが求められている。
- また、小中学校との連携接続を考慮して、就労の有無や形態に関わらず、すべての子どもに対し同様に、子どもの発達の連続性や学びの連続性を踏まえた、質の高い教育を保障することが重要である。
- 教育・保育の質の維持・向上のためには保育者の資質向上が不可欠であり、職員の勤務形態の工夫などにより、施設の内外での研修機会の確保や教材準備のための時間の確保などを行うとともに、幼稚園教諭・保育士の相互理解を進めることが必要である。また、国、都道府県等においても、「安心こども基金」等を活用して、研修への参加などのために必要な支援を行うべきである。

- 地域の子育て支援の拠点として、関係機関との連携や相談機能など地域のコーディネートやソーシャルワークの機能を強化していくべきである。
- 国、都道府県等は、上記の認定こども園の取組を支援するため、認定こども園を実際に運営していく上で有効な工夫（保護者との関係、行事の時期、職員配置、職員の処遇、勤務体系、研修、長期休暇、子育て支援活動など）について、好事例やモデル事例を収集し、事業者や行政関係者のための実践事例集等を作成し、分かりやすいPR資料を作成したり、幅広く情報提供を行うなど、より積極的に運営上の必要な支援を行うべきである。
- 幼稚園教諭と保育士の資格については、これを一元化すべきとの意見もあったが、若手の職員についてはほとんどが両資格を併有している実態も踏まえ、質の確保を前提に、当面は養成課程や試験の弾力化をさらに図っていくべきである。

(3) 保育制度改革に係る検討との関係

- 社会保障審議会少子化対策特別部会は、「社会保障審議会・少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）」をとりまとめた。今後、保育制度改革の具体的制度設計を進めていく中で、認定こども園（主として幼保連携型及び保育所型の保育所機能部分）との関係についても以下のような論点についての整理を行う必要がある。
 - ア 保育の必要性の判断等に関して、「保育に欠ける要件」を見直すとともに、市町村が保育の必要性・量、優先的利用確保の要否を認定する仕組みや施設の応諾義務（正当な理由がなく拒んではならない）、優先受入義務（母子家庭、虐待等の優先受入決定）が提案されている。とりわけ待機児童の多い地域では、保育所の優先的利用確保が認められた児童が実際に利用できるようにすることなどが課題になってくるが、認定こども園が利用児童を決定する際に、こうした優先的利用確保が認められた児童を優先的に利用決定すること等について検討していく必要があるのではないか。
 - イ 費用設定に関しては、市町村が保育の費用の支払い義務を負い、保育の利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本とし

つつ、安定的運営に配慮するとされている。これを踏まえ、認定こども園における費用設定等についても検討していく必要があるのではないか。

ウ 保育の提供の仕組みに関して、市町村が、利用者と保育所に対し、例外ない質の確保された公的保育の保障などの公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結び、より向き合う関係となることが提案されている。現行の認定こども園では、利用者と施設との相互の契約により保育料等が決定される手続きとなっているが、公的保育契約との関係を整理する必要があるのではないか。

エ 参入の仕組みに関して、質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとし、このため、客観的基準(最低基準)による指定制を基本としつつ、検討することとされている。認定こども園における保育所機能についても同様の参入の仕組みとなれば、認定こども園における客観的基準(最低基準)の在り方などを検討していく必要があるのではないか。

(4) 就学前教育・保育をめぐる今後の課題

- 生涯にわたる人格形成・学習の基礎を培うものである小学校就学前の教育・保育については、子どもの最善の利益の立場に立ち、質の高い内容を保障することが最も重要であり、地域の実情に応じて必要な教育・保育・子育て支援が総合的に提供されるよう、教育・保育・子育て支援の「機能」の総合的な提供の在り方について考えていくことが適切ではないかと考えられる。
- すなわち、地域の実情に応じて、必要な教育・保育・子育て支援の「機能」が総合的に提供されるのであれば、必ずしも一つの「施設」に収斂させる必要はないと考えられる。
- その際、地域において、必要な「機能」が適切に提供されるよう、地方公共団体(都道府県・市町村)がコーディネートの役割を果たすとともに、必要な環境の整備に努めていくべきである。

- 将来的な小学校就学前教育・保育に関する制度の在り方については、上記の観点とともに、新しい幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく取組や認定こども園における教育・保育の総合的な提供の取組を積み重ね、その取組状況等を検証した上で、検討すべきである。まずは、新たな財政支援制度の構築をはじめとする今回の見直しが実効性あるものとなるよう検証していく必要がある。なお、保育制度改革の具体的な制度設計が大きな影響を与えることになると考えられ、その方向性を踏まえた検討が必要である。
- 幼稚園と保育所を担当する行政部局の在り方については、いわゆる「こども庁」のような組織に一元化すべきとの意見もあるが、一元化については、国と地方公共団体との関係や整合性に留意する必要があるほか、義務教育との接続など教育行政としての一貫性の確保やその他の行政分野（児童健全育成、母子保健、障害児福祉、労働等）との連携などにも留意する必要がある。なお、現在でも文部科学省・厚生労働省に「幼保連携推進室」を設置して窓口等の一本化を図っているところであるが、その機能強化を図るとともに、内閣府が少子化対策全般に関する総合調整機能を一層発揮していくべきである。

5. 今後のスケジュール

- 二重行政の解消や財政支援等にかかる改善事項について、確実に進めていくため、今後、見直しの進捗状況等をフォローアップしていくことが必要である。
- また、保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を進めていくべきである。
- 認定こども園制度に関する法律の附則においては、施行後5年（平成23年10月）を経過した場合に施行状況を勘案し、必要があるときは法律の規定について検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて、必要な見直しを実施すべきである。

認定こども園への新たな財政措置

20年度1次補正予算：約21億円（文科省・厚労省合計）

20年度2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数（文科省・厚労省合計）

国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る

（注）私立認定こども園への措置。公立認定こども園については、別途地方財政措置。

1. 国の財政支援

（1）認定こども園施設整備費補助

幼保連携型、幼稚園型、保育所型への移行を促進するために必要な施設整備費を支援

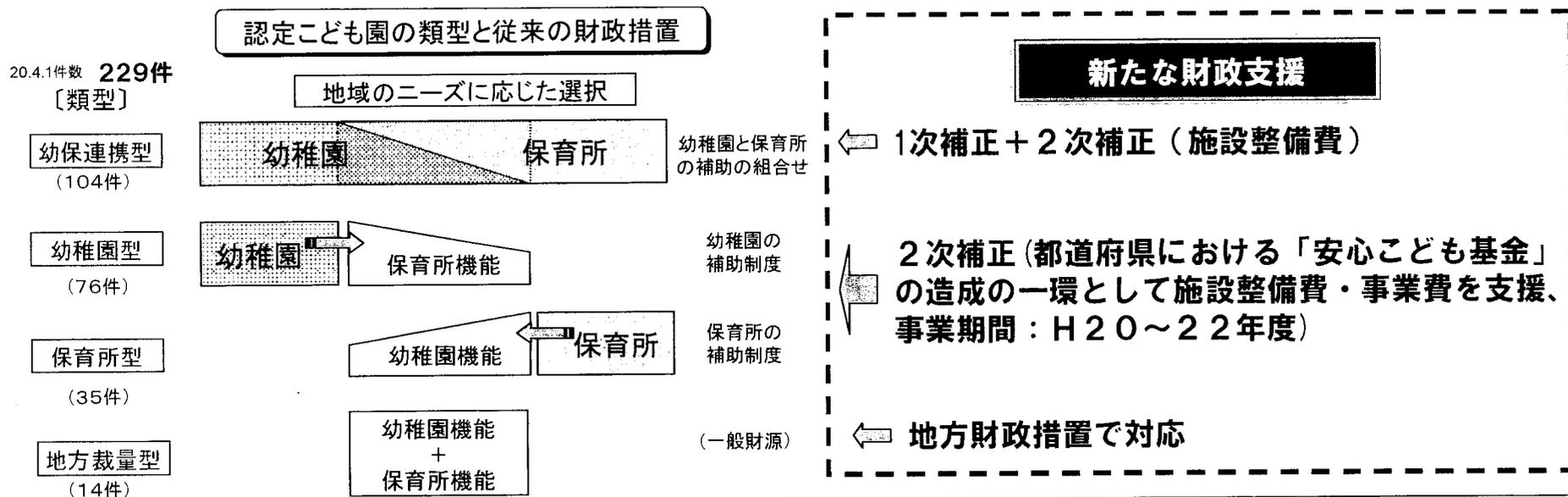
（2）認定こども園事業費補助

幼稚園型、保育所型の認可外部分（保育所機能、幼稚園機能）への事業費を支援

2. 地方財政措置

・1(1)(2)の地方負担について、地方財政措置

・地方裁量型について、地方公共団体が支援した場合に地方財政措置



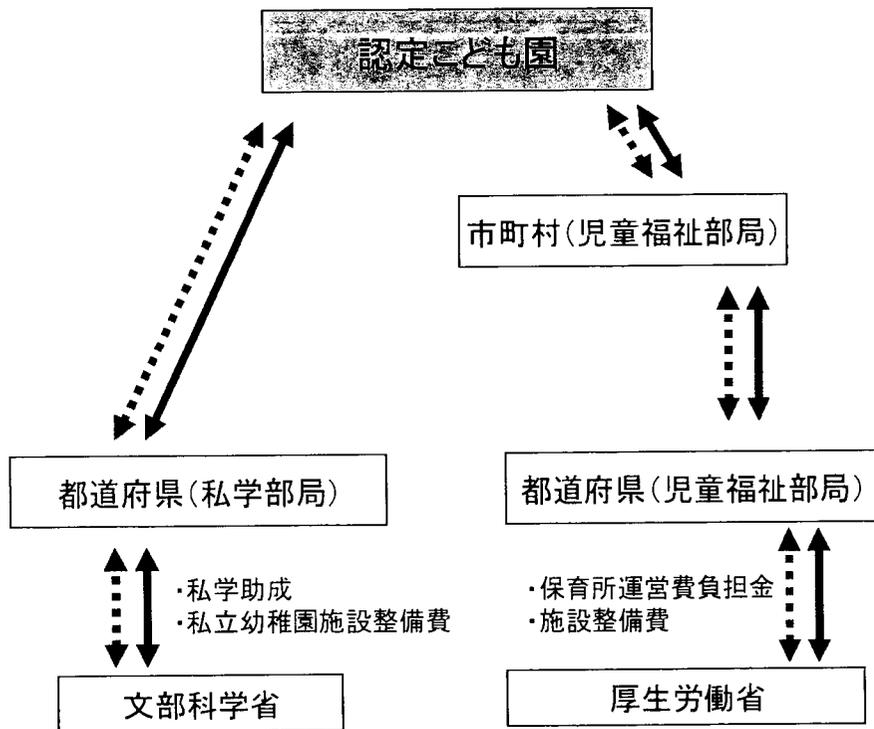
「こども交付金」について

「こども交付金」: 認定こども園に対する新たな財政措置と、従来の財政措置の総称

新たな財政措置

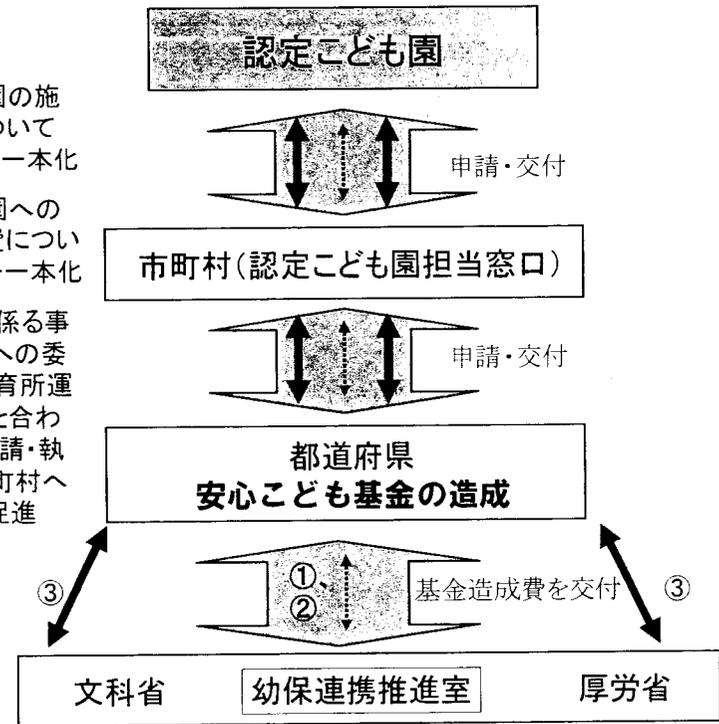
- 都道府県に安心こども基金を造成し、以下の事業を新たに実施
 - ① 認定こども園の整備に必要な施設整備費を支援
 - ② 幼稚園型、保育所型の保育所機能、幼稚園機能への事業費を支援
- 基金による新たな財政措置については、補助制度(補助要綱、申請・交付・報告手続き、スケジュール)を一本化
- 従来の財政措置(私学助成、保育所運営費負担金)についても、都道府県、市町村への要請により、申請・執行手続きの一本化を促進する。(私学助成関係事務を特例条例により市町村へ委任)

13



《改善点》

- ① 認定こども園の施設整備費について幼保を超えて一本化
- ② 認定こども園への新たな事業費について補助制度を一本化
- ③ 私学助成に係る事務の市町村への委任により、保育所運営費負担金と合わせて窓口・申請・執行手続きの市町村への一本化を促進



これまでの財政措置の流れ



財政措置の新たな流れ

別添 3

これまでの二重行政に関する指摘事項とその措置・検討状況

指摘事項	対応方針（現在の措置・検討状況）	実施時期
1. 補助手続き等		
(1) 幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援	①平成20年度第1次補正・第2次補正予算等による、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を実施。 ②幼保連携型の保育所定員と単価の適用区分の見直し。 ③負担金と補助金間の年度内資金貸借の弾力化。	①平成20年度より実施 ②平成21年度より実施 ③平成21年度より実施
(2) 「こども交付金」の制度化（補助手続きの一本化）	①認定こども園に対する新たな財政支援に関する補助要綱、申請・交付手続きについて、一本化。 ②幼稚園・保育所に対する従来の財政措置（保育所運営費負担金、幼稚園への私学助成）についても、申請・支給手続きが一本化されるよう地方公共団体に要請。	①平成20年度より実施 ②平成21年度より実施
(3) 財産処分手続きの簡素化	○国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用（財産処分）手続きの簡素化。（事前承認→事後報告）	措置済み（平成20年7月通知）

2 事務処理		
(1) 会計処理の簡素化	<p>①学校法人が保育所を運営又は社会福祉法人が幼稚園を運営する場合においても、それぞれの法人会計基準に基づく会計処理で対応を可能とすべく検討。(現在は学校法人会計基準、社会福社会計基準の双方での会計処理が必要。)</p> <p>②その際、保育所会計と幼稚園会計における食材費等の費用の按分は、一括按分することも可能であることを明確化</p> <p>※なお、幼稚園・保育所を設置している法人が異なる場合は、それぞれの基準に基づいて会計処理を行うことが必要。</p>	<p>①平成21年度中に結論</p> <p>②平成21年度中に実施</p>
(2) 監査事務の簡素化	<p>①一定の条件を満たした場合の監査の簡素化について具体的検討の実施。</p> <p>②監査事務に関するガイドラインの作成。</p>	①②平成21年度中に実施
(3) 認定申請手続きの簡素化	<p>①地方公共団体向けに、認定申請手続等に関する事務マニュアルを作成・配布。</p> <p>②認定を希望する施設が申請手続きを容易に分かるように、各都道府県の申請手続きの流れをとりまとめ、HPに掲載。</p>	①②平成20年度中に実施
(4) 幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録等の書類の整理	○認定こども園としての一つの様式例を作成・通知	措置済み(平成21年1月通知)

3 職員の資格・待遇		
(1) 幼稚園教諭と保育士の資格の取得 弾力化	<p>①保育士資格所有者が幼稚園教員免許を取得することを一層促進するため、幼稚園教員資格認定試験の一次試験について運用を改善。</p> <p>②幼稚園教員免許所有者が、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修することにより保育士資格を取得する仕組みや、保育士試験を受験する際の科目免除の拡大など、幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策を実施。</p>	<p>①平成21年度から実施</p> <p>②可能な限り早期に実施</p>
(2) 幼稚園教諭・保育士の合同研修の 推進・連携強化	<p>①幼稚園教諭・保育士の合同研修の促進。</p> <p>②幼稚園教諭・保育士の連携体制構築等に関する事例集を作成</p>	<p>①平成20年度中に地方公共団体へ要請</p> <p>②平成21年度中に実施</p>
4 行政の連携		
(1) 行政窓口一本化の推進	<p>①文部科学省・厚生労働省に幼保連携推進室を設置。</p> <p>②地方公共団体における窓口一本化の促進。</p>	<p>①措置済み(平成18年7月設置)</p> <p>②平成20年度中に地方公共団体へ再度要請</p>
(2) 国・都道府県・市町村間の連携	○積極的な情報提供などに取り組む。	平成20年度中に地方公共団体へ要請

5 基準・制度の見直し等		
(1) 認定こども園に係る基準の見直し	○保育所が幼保連携型認定こども園になる場合の幼稚園の設置基準について、保育所の要件より厳しくなっている園舎の構造に関する基準について必要な見直しを行う。(幼稚園設置基準の改正)	平成21年度中に改正
(2) 認定こども園を構成する認可外保育施設在籍児童に対する災害共済給付の適用	○認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対しても災害共済給付を適用する方向で検討。	平成20年度中に検討・結論。他の制度改善・制度改革とあわせて改正
(3) 制度上弾力化された事項、運用上可能な事項に関わる周知	○Q&Aのきめ細かな追加・改定により地方公共団体、施設へ周知。	随時実施
(4) 公立保育所に係る給食の外部搬入	○現在特区として実施しているところであり、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策について検討。	平成21年度に特区の手続の中で評価

幼児教育の無償化について

第23回社会保障審議会
少子化対策特別部会
平成21年5月19日

資料5-1

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

○幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

※「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成20年7月29日）にも同様の記載あり。

文部科学省においては、幼児教育の無償化について総合的に検討するため、平成20年5月に「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」（座長：無藤隆白梅学園大学教授）を立ち上げ、諸外国の取組状況や財源、制度等について調査・検討を行っているところ。

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会 委員名簿

副座長 秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
稲毛 律夫 東京都江戸川区子ども家庭部長
岩立 京子 東京学芸大学教育学部教授
岩渕 勝好 東北福祉大学教授
大竹 文雄 大阪大学社会経済研究所教授
柏女 霊峰 淑徳大学社会学部教授
佐藤 津矢子 高知県教育委員会子育て・親育ち推進監
座長 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
森上 史朗 子どもと保育総合研究所代表

オブザーバー：厚生労働省保育課長

研究会で当面整理すべき論点（案）

1. 現在社会の状況の中での幼児教育の必要性
2. 諸外国と我が国の状況との比較・整理、地方公共団体の取組や課題
3. 幼児教育の無償化の意義、基本的枠組
 - ・幼児教育の無償化を導入する意義（教育的な意義、少子化対策としての意義）
 - ・対象とする範囲（年齢、施設類型、教育内容など）や制度の在り方
4. 幼児教育の無償化の実施に関する具体的課題の整理
 - ・無償化の財源の問題
 - ・財源上の制約がある場合の対応
 - ・幼児教育の質を確保するための方策 等

「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」開催経緯

- 【第1回】平成20年5月20日(火)17:00～19:00
○ 幼児教育の現状等について
- 【第2回】平成20年6月12日(木)17:00～19:00
○ 諸外国における幼児教育の状況等について
- 【第3回】平成20年7月18日(金)14:00～16:00
○ 諸外国における幼児教育の状況等について
○ 我が国における教育費負担や少子化対策等を巡る取組について
- 【第4回】平成20年8月21日(木)13:00～15:00
○ 就学前教育の効果に関する最近の研究
(大竹委員からのプレゼン)
○ 幼児教育・保育の質の維持・向上
(森上委員からのプレゼン)
- 【第5回】平成20年9月29日(月)13:00～15:00
○ 幼児教育・保育の質について
○ これまでの主な意見の整理
- 【第6回】平成20年11月11日(火)10:00～12:00
○ 脳科学が幼児教育に示唆するもの
(理化学研究所脳科学センター
津本グループリーダーからのプレゼン)
○ 乳幼児期の教育・保育制度のあり方
(日本総研株式会社
池本主任研究員からのプレゼン)
○ 主な意見の整理と今後の進め方について
- 【第7回】平成21年3月3日(火)15:00～17:00
○ 関係団体からのヒアリング
(全日本私立幼稚園連合会 北條専務理事)
(全国国公立幼稚園長会 岡上会長)
- 【第8回】平成21年3月30日(月)13:00～15:00
○ 無償化の論点について
- 【第9回】平成21年5月18日(月)10:00～12:00
○ 中間報告書(案)について

中間報告の概要

1. 無償化の意義及び必要性・重要性

幼児教育に関しては近年、①その重要性に関する認識が高まってきている、②実証研究や脳科学研究から教育的・社会経済的効果が明らかになった、③少子化対策としても経済的負担の軽減が求められている、④諸外国も無償化の取組を進めていることなどから、幼児教育の無償化は国家戦略上の喫緊の課題。

2. 対象者

無償化の対象としては、幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要。①幼稚園、②認定こども園、③認可「保育所」に在籍する3～5歳児を対象とすることが基本。なお、保育所等については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

3. 無償化の仕組み（幼稚園及び認定こども園）

現行の私学助成（機関補助）と幼稚園就園奨励費補助制度（個人給付であるが、幼稚園が代理受領）の二本立てを前提とした上で、幼稚園就園奨励費補助制度を拡充した個人給付制度により実現。

また、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化（市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など）を含めて検討。

4. 無償化に関連する課題

（ア）教育の質の維持・向上について

学校評価の取組の強化など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべき。

（イ）義務教育化について

現状では国民的な合意が得られているとは言い難く、今後の国民的な議論等を踏まえて検討していくべき。

（ウ）行政による幼児教育の提供の責務について

地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要。

5. 財源（幼稚園・保育所合わせて7,900億円）

幼児教育の無償化は、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、平成20年12月に閣議決定された「中期プログラム」における少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当。

6. 制度化の時期

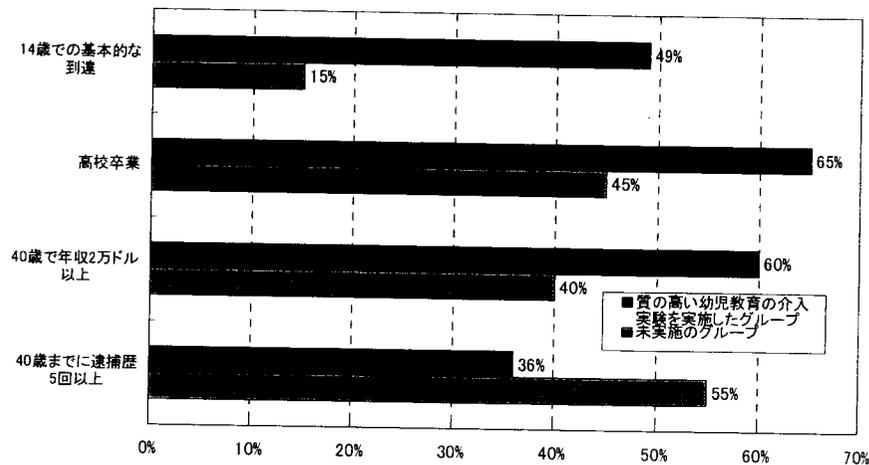
税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべき。

教育基本法の改正

○教育基本法（抄） （幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

ペリー就学前実験における40歳での主な結果

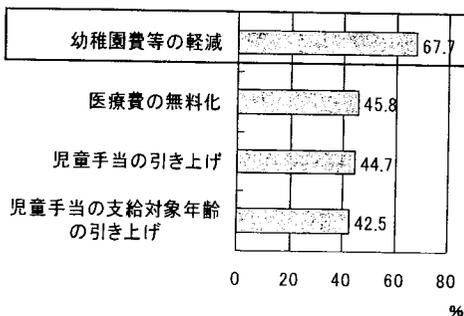


【出典】 Starting Strong II: EARLY CHILDHOOD EDUCATION AND CARE (OECD, 2006)
Source: Schweinhart, L. and J. Montie (2004). "Significant Benefits: The High/Scope Perry, Pre-school Study through Age 40" High/Scope Educational Research Foundation

子育て家庭に対するアンケート調査結果

子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の7割が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。

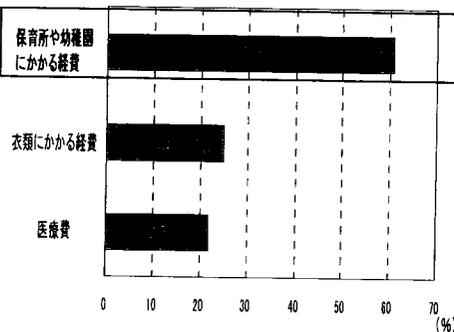
Q あなたは、少子化対策としての経済的支援措置として、具体的にどのようなものが望ましいと思いますか。
(経済的支援措置が重要だと考える人に対する質問)



出典：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)

子どもが幼稚園に通う世帯においては、子育て費用の負担感の内容として、6割以上が「保育所や幼稚園にかかる経費」をあげている。

Q 負担感を感じる具体的な内容（複数回答）

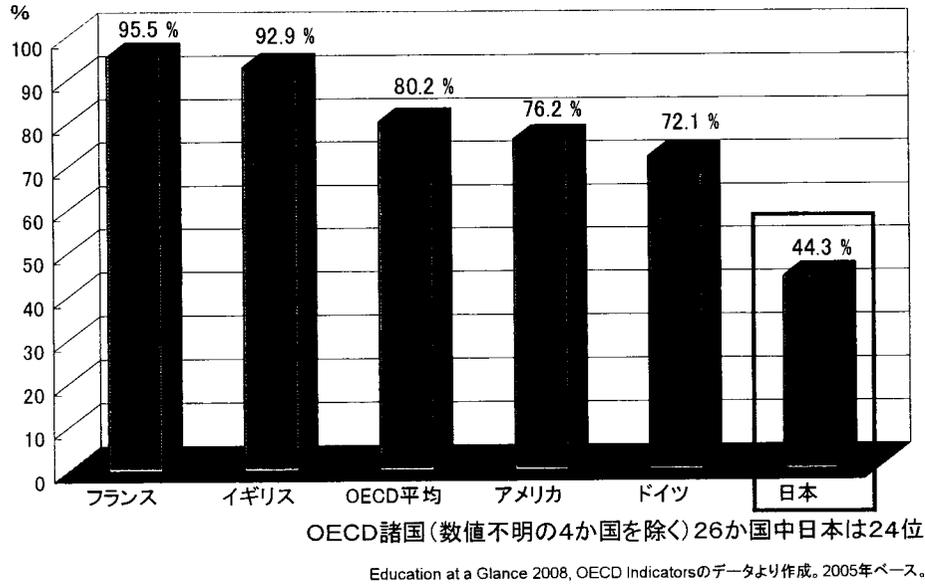


出典：厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(平成17年度)

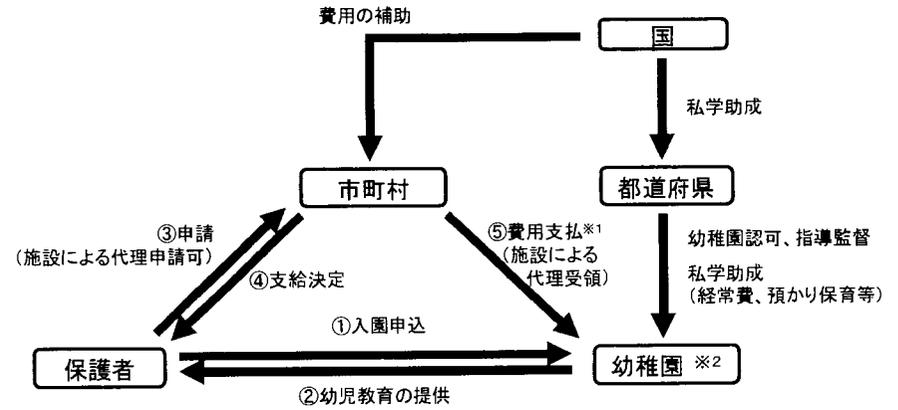
諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

国名	制度の概要
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 2004年までに全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現。 (現在、「週12.5時間(2.5時間×5日)、年38週分」が無償で、2010年までに「週15時間、年38週分」を無償に。) 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 主に3～5歳児を対象とした幼稚園は、99%が公立であり、無償。 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。
アメリカ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償。 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となるが、一部の州では5歳児を義務化。
ドイツ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳児を対象とした幼稚園は、基本的に有償。 2007年までに、4つの州・市で5歳児より無償化を導入。 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 5歳児に対する幼児教育・保育の無償化の段階的実施が法定化されている。 (1999年より低所得者層から順次拡大中。現在、5歳児の約30%が無償。) 6歳から初等学校に入学し、義務教育となる。

就学前教育費の公費負担割合 (収入ベース)

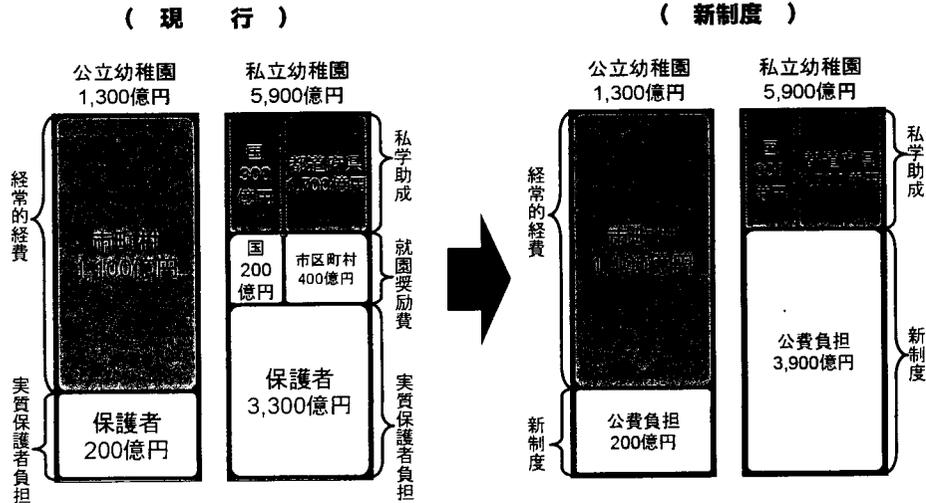


無償化の実施スキーム(私立幼稚園の場合)



- ※1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。
- ※2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。
- ※3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

無償化に要する追加公費(平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位: 億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3~5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会 中間報告 「幼児教育の無償化について」 (概要)

1. はじめに

改正教育基本法、骨太の方針2006などを踏まえ、平成20年5月より有識者、地方公共団体からなる研究会での検討した結果を中間的に取りまとめた。

2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性

幼児教育に関しては近年、①その重要性に関する認識が高まってきている、②実証研究や脳科学研究から教育的・社会経済的効果が明らかになった、③少子化対策としても経済的負担の軽減が求められている、④諸外国も無償化の取組を進めているとともに、OECD諸国の中でも我が国の幼児教育に対する支出は極めて低いことから、幼児教育の無償化は国家戦略上の喫緊の課題。

3. 無償化の対象

(1) 総論

無償化の対象としては、幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要。

(2) 対象者

基本的には、①幼稚園、②「認定こども園」の幼稚園機能部分、③認可「保育所」に在籍する幼児を無償化の対象とする方向で検討すべき。なお、認可外保育施設については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

(3) 対象年齢

- ・幼稚園に在籍する幼児については、全ての幼稚園児（3～5歳児）を対象とすることを基本とすべき。認定こども園の幼稚園機能部分に在籍する幼児もこれに準ずる。
- ・保育所の幼児についても、3～5歳児は無償化の対象に含めるのが適当と考えられるが、認可外保育施設の扱いや保育制度における無償化の在り方と併せて、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

4. 無償化の仕組み

(1) 無償化の仕組み

- ・ここでは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分の無償化の具体的な仕組みについて検討する。
- ・現行の機関補助と個人給付の二本立てによる幼児教育の振興を前提とした上で、

現行の幼稚園就園奨励費補助制度を基本としつつ、これを拡充した個人給付制度により実現することが適当。

・具体的には、次のような制度とする方向で検討すべき。(図表1)

①幼稚園就園奨励費補助制度を基本とした上で、幼児教育のための確実な支給等の観点から、幼稚園が代理受領できる制度とする。

②無償化の対象経費は、各施設における「入園料」と「4時間の保育を実現するための必要相当の保育料」の全国的な平均額を基準とする。

その際、教育の質を高める観点から、特色ある教育環境の整備等のために追加の費用を徴収することも可能とする方向で検討。

・また、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化(市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など)を含めて検討すべき。

(2) 無償化に関連する課題

(ア) 教育の質の維持・向上について

自己評価等の実施と公表、幼稚園・保育所の教員や保育士等の合同研修の促進など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべき。

(イ) 義務教育化について

現状では、保護者が施設に通わせずに教育を行うことを一律に否定して、施設における教育を制度として義務付けることは、国民的な合意が得られているとは言い難く、無償化後の幼児教育の普及状況や今後の国民的な議論を踏まえて検討していくべき。

(ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について

国及び地方公共団体は、認定こども園制度の活用を含め、地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要。

5. 無償化の財源及び制度化の時期

(1) 財源

・必要となる追加公費の額は、国及び地方公共団体で合わせて、約7,900億円と推計される。(図表2, 3)

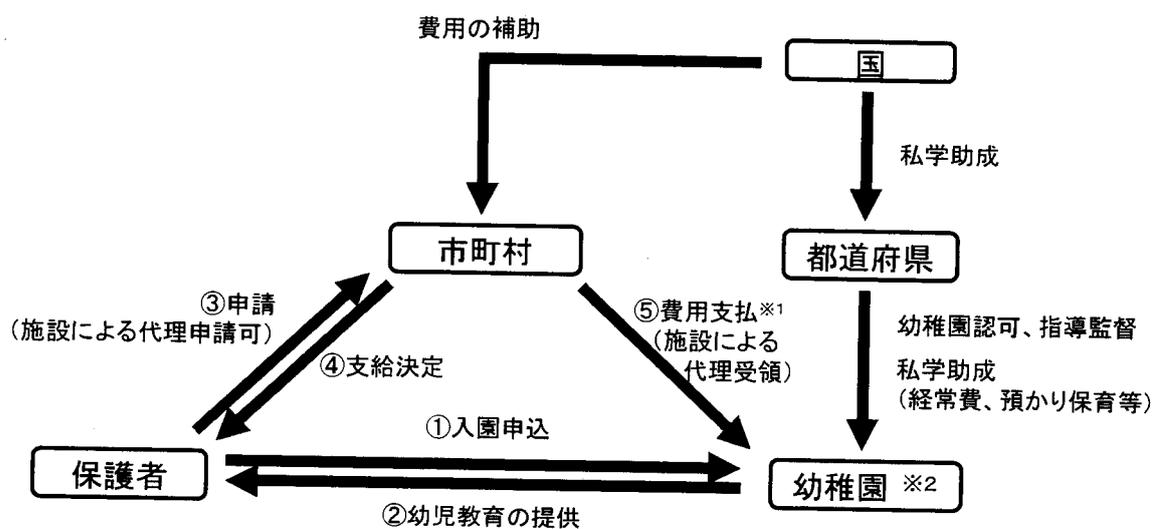
・幼児教育の無償化は、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、平成20年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」における少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当。

(2) 制度化の時期

・消費税を含む税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべき。

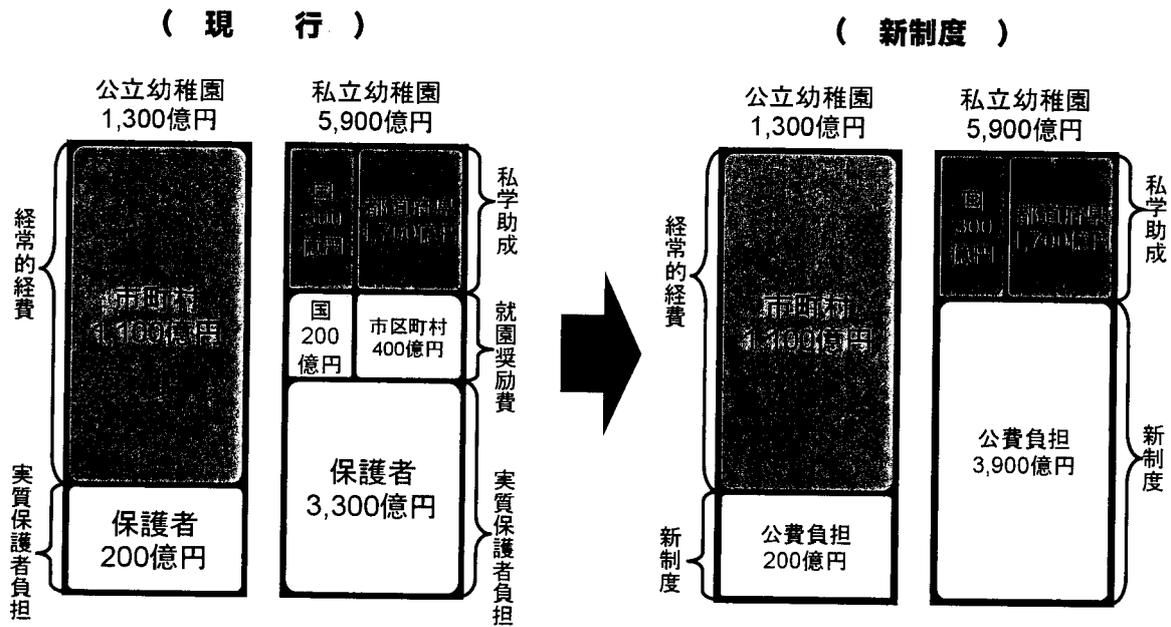
・無償化が実現するまでの間は、幼稚園就園奨励費補助制度の拡充などにより、幼児教育に関する財政措置を拡充していくことが必要。

(図表 1) 無償化の実施スキーム (私立幼稚園の場合)



- ※1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。
- ※2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。
- ※3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

(図表2) 幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

(図表3) 無償化に要する追加公費 (平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位：億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。